

令和6年度

(2024年度)

# 『PTA活動の手引き』



令和6年3月

岐阜市PTA連合会

連絡先〔TEL〕 & 〔FAX〕 058-214-2537

〔E-mail〕 ptarg01@wing.ocn.ne.jp

〔HP〕 <https://gifucity-pta.net>



岐阜市HP  
URL QRコード



# 目次

<令和6年度の活動にあたって>	Page
○学校ごとのPTA（単位PTA）の運営にあたって	1
1 PTA活動はどのようにしてはじまったのですか	
2 PTAは、「社会教育関係団体」です	
3 どうしてPTAは必要なのでしょう	
4 PTAへの加入は任意です	
5 PTA活動は、分担しながら・得意なことを・効率的に	
6 子どもの成長が見られる、友だちができる、学校がよく分かる	
7 これからのPTA活動のあり方を考えましょう	
8 PTAと学校の関係は、どんな立場をとればいいのでしょうか	
9 学校への協力と学校の姿勢	
10 PTAが抱えている問題	
11 PTA広報	
12 もし、PTA組織がなかったら…	
○岐阜市PTA連合会の活動について〔R6年度用〕	8
1 岐阜市PTA連合会の目的は何ですか	
2 「市P・市P連」「単P」とは、何の略称ですか	
3 岐阜市PTA連合会は、どんな活動をしているのですか	
4 岐阜市PTA連合会の運営資金は何ですか	
5 岐阜市PTA連合会の組織を教えてください	
6 岐阜市のブロック分けはどうなっていますか	
7 岐阜市PTA連合会の会議や部会について教えてください	
8 行政が実施する委員会等の担当者の委嘱とは何ですか	
9 PTAの大会はどのようなものがありますか	
10 「岐阜市PTA連合会表彰」について教えてください	
11 個人情報の保護についてはどうなっていますか	
12 市や県のPTA連合会からはどんな情報が発信されていますか	
13 岐阜市および岐阜県PTA連合会は、単位PTAを守ります	
○岐阜県PTA見舞金給付会（概要）について	18
○岐阜県PTA連合会編集「わが子のあゆみ」の紹介	20
○令和6年度 岐阜市PTA連合会年間行事カレンダー	21
○令和6年度 年間事業計画	22
○「岐阜市PTAフォーラム」等の開催について	24
<令和5年度のおもな活動の記録>	
○1年を振り返って（岐阜市PTA連合会会長）	27
○令和5年度 役員・顧問・監事・理事・相談役一覧	28
○令和5年度 単位PTA会長（評議員）一覧	29
○令和5年度 単位PTA子育て委員一覧	30
○令和5年度 運営方針・活動目標、スローガン	31
○令和5年度 岐阜市PTA連合会 事業報告	32
（1）全体	
（2）Ⅰ役員・理事会 Ⅱ評議員会 Ⅲ総務部会 Ⅳ事業部会 Ⅴ教育部会 Ⅵ子育て部会	
○令和5年度 対市要望活動の記録	38
○令和5年度 第64回岐阜市PTA大会・第56回岐阜市PTA実践発表会の記録	40
・「式典」「実践発表」「記念講演」	
・「実践発表」…網代小学校・精華中学校・青山中学校の発表概要および講評	
○令和5年度 ランドセル海外寄付プロジェクトの記録	48
○令和5年度 子育て委員会の記録	49
<岐阜市PTA連合会 規約・内規・規程、個人情報保護方針及び取扱規則>	
○岐阜市PTA連合会 規約	51
○岐阜市PTA連合会 内規	54
・部会運営、特別委員会運営、役員等選出、旅費に関する内規	
○岐阜市PTA連合会 基金規程、表彰規程、表彰内規、慶弔規程	57
○岐阜市PTA連合会 個人情報保護方針、個人情報取扱規則	61



岐阜市PTA連合会

# 令和6年度の活動にあたって





# 学校ごとのPTA（単位PTA）の運営にあたって

## 1 PTA活動はどのようにしてはじまったのですか

### (1) はじまり

OPTAは、昭和20年に当時の文部省が発表した「新日本建設の教育方針」から歴史がはじまります。その後、アメリカから派遣された教育の専門家による、戦後の日本の教育に関する基本的な方向性を示す、米国教育施設団報告書によってPTAの設立と普及を推奨する方針が掲げられ、文部省を通じて、全国的にPTAの指導、支援を行ったことから広まりました。

○当時の文部省が作成したPTA結成手引書の中には、PTAの趣旨として、「子どもたちが正しく健やかに育っていくには、家庭と学校と社会とが、その教育の責任を分け合い、力を合わせて子どもたちの幸せのために努力していくことが大切である」と謳われています。

### (2) 岐阜県の動き

○昭和22年4月の新学制発足にあたって、文部省は3月5日付で手引書「資料『父母と先生の会』」を送付しました。続いて5月には設立要領が示され、その後、小中学校でPTAが設立されていきました。

○岐阜県では、同年11月に地方事務所長から、各小中学校宛に通牒「育友会（仮称）結成について」が出され、昭和23年2月1日までに必ず結成するということになりました。こうして、県下に育友会が結成されていきました。

○岐阜県では、戦後PTAが発足して以来、公式名称を「育友会」としていました。「PTA」と改称されたのは、昭和33年以降でした。PTAのPは「Parents（保護者）」、Tは「Teacher（教職員）」、Aは「Association（共通の関心・目的をもった人々の集まり）」の頭文字をとったものです。

OPTAとは、父母と先生の会の賢明な協力によって、子どもの幸福のために、よりよい家庭を、そしてよりよい世界を作ろうとする使命の団体であり、

- ①家庭・学校・社会の三者が一体となって、子どもの福祉を中心に考えていく教育的な団体
- ②世の父母が自分の子どもだけでなく、社会のすべての子どもに対する深い関心と、理解と愛情を注ぐための団体
- ③家庭生活および社会生活の水準を高め、民主社会における市民の権利と義務に関する理解を促すために、父母に対して成人教育をする団体
- ④学校の教育的環境の整備をはかり、その地域における社会教育の振興を助ける団体であるとなりました。

### (3) PTAの活動は、子どもたちの学校環境をよくするためにはじまってきました

OPTAは、「保護者と学校の先生が協力合って学校運営に携わり、子どもの学習環境を整えていく」ということで、運動会や文化祭のお手伝いをしたり、資源回収やベルマークの収益で学校に必要なものを購入したりするなどの活動なども行われてきました。

○学校運営は、先生が中心になって行うものですが、先生たちだけではやりきれない部分を、保護者が中心になって補ってきました。

## 2 PTAは、「社会教育関係団体」です

### (1)「社会教育」とは？

○子どもたちは、家庭・学校・地域を行ったり来たりしながら、生活し、学び、成長します。家庭のしつけが学校での学習に生き、学校で学んだ友人関係が地域に繋がります。子どもの成長は、時と場所を選ばず継続していきます。学校の教育課程として行われる教育活動を除き、青少年・成人に対して行われる組織的な教育活動のことです。「学校教育」「家庭教育」と並んで大切な教育です。

### (2) PTAは、「社会教育関係団体」です

○「社会教育関係団体」とは、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体のことをいいます。PTAは、保護者と教職員が共に学び、交流する団体であることから、「社会教育」を行う「社会教育関係団体」とされています。PTAは、会員によって主体的に運営されることが重要です。

○PTAが「社会教育」をおこなう「社会教育関係団体」であることで、学校施設を利用することができます。(社会教育法 第44条 学校施設の利用)

### (3) PTAは、共に学び、成長していける組織です

○PTAは、成人教育の場でもあります。より良い保護者・先生であるためには、自ら学びや研修に励む必要があります。より良い大人であることが、子どもたちの健全育成のためには大切なことです。PTAの幅広い活動を通して、私たちが共に学び、成長していける、そんな組織が「PTA」なのです。

## 3 どうしてPTAは必要なのでしょう

### (1) 一人の百歩より百人の一步でできることをみんなで分担

○子育てには様々な悩みがあり、保護者だけでは解決できないことがいろいろあります。子どもたちの健全育成のため、子育ての当事者同士が連帯し、先生方とも子どもたちを取り巻く状況・情報の共有をしながら学び合える場が必要となります。そこで誕生したのがPTA。その活動は一人の百歩より百人の一步でできることを、みんなで分担して行えば各負担も軽減されます。

### (2) 会費という形で費用分担

○連絡や活動をするには費用がかかりますが、会費という形で費用分担することで活動の進展ができます。子どもの健やかな成長を願って、多くの保護者と先生方が連携・協力する姿は、子どもたちにとって大きな安心感を与えると共に、健やかな成長に大きく寄与すると思います。

「PTA」とは・・・

それぞれ家庭と学校で「子どもの教育」を担う保護者と教職員が、「子どもの教育」という共通の関心で結びつき、「子どもたちのよりよい教育」を目指して活動する団体



## 4 PTAへの加入は任意です

### (1) 活動目的に賛同する人が加入する「任意の団体」

OPTAの多くは、学校に在籍する児童生徒の保護者及び教職員によって、学校ごとに組織されています。また、PTAはそれぞれの学校PTAが掲げている「児童生徒の健やかな成長を図ること」などの活動目的に賛同する人が加入する「任意の団体」です。

※「任意団体」…株式会社、学校法人、NPO法人、社団法人などのような法人格をもたない団体（権利能力のない社団）のことで、「個人」でもなく「法人」でもない団体のことを一般に「任意団体」といいます。

### (2) 子どもたちの健やかな成長を図るために活動

○加入した会員の一人ひとりがPTAの本来の目的をしっかりと把握し、子どもたちの健やかな成長を図るための諸活動を活性化することが大切です。

## 5 PTA活動は、分担しながら・得意なことを・効率的に

### (1) PTAの運営は分担しながら協力を

OPTAの運営は、それぞれの学校PTAによってさまざまですが、会員の中から選出された役員が中心となり、活動や行事ごとに担当を決めて分担しながら協力をして運営を行います。

OPTAの組織は、会長を先頭に、副会長、会計、庶務などのいわゆる本部役員と広報や地域生活、成人教育などを担当する専門部の役員で構成されています。

### (2) PTA活動の予算

OPTA活動の予算は会員から集めた会費によって運営されています。年度毎に事業計画と予算を作成し、計画に基づきながら会を運営し、年度末に決算を行います。

### (3) PTA会費の取扱い

OPTA会費はPTAの目的に沿った活動とその活動を支える運営のために会員で均等に負担するもの。その使い道は、総会などの場で会員の合意のもとで決める必要があります。

○学校が公費で負担するべきものは、原則PTA会費で支払うことはできません。学校が公費で負担するべきものとしては、職員の人件費や旅費、教育活動費（学習指導要領に基づく教育を行うために必要な経費）、学校施設の建設や整備、保守管理、維持修繕に必要な経費、学校の設備・備品の整備、学校の光熱費などです。

### (4) PTAからの学校への寄贈

OPTAから学校への寄贈については、平成25年3月に岐阜県教育委員会から発出されている公費・私費負担区分等の「ガイドライン」に準じて、判断します。なお、学校における教育活動に必要な物品、備品等については、原則として公費で賄います。

OPTAが学校に寄贈する場合の手続きとしては、まず、PTAから学校に寄付の申し出をしていただくと、学校から岐阜市教育委員会に寄付があった旨の報告があります。その後、教育委員会内で決裁ののち、学校は寄付の受け入れをおこなうことになっています。

OPTA会費の適切な使い方を進めるためには、PTA自身の意思をもち、責任をもってその用途を決定すること、学校側とよく相談をして進めていくことが大切です。

## 6 子どもの成長が見られる、友だちができる、学校がよく分かる

### (1) PTA行事に参加すると、子どもの学校での様子がよく分かります

OPTA行事に参加することで学校に行く機会が増え、学校のことが分かるようになります。先

生の名前や学校の環境を知ること、子どもの学校での様子が子どもの話だけではなく、実際によく分かってきます。

(2) 多くの大人が近くで見守り応援する環境づくり

OPTA活動に参加することは、先生方のお手伝いにもつながります。子どもにとっても、多くの大人が近くで見守って応援するという環境は、とても安心するものです。

## 7 これからのPTA活動のあり方を考えましょう

(1) 出来る人が、出来る時に、できることを

○近年、仕事を持つ会員が増え、平日の昼間の活動に参加することが難しい現状にあります。また、仕事を休めず活動できないからPTAに入らないという保護者も増えてきました。

○「PTA=活動」と考える保護者が多い中、PTA本来の意義を理解してもらうことが重要です。ここ数年、専門委員会を整理したり廃止したりして、活動の部分はボランティアを募って実施するというPTAが出てきました。「PTAは、保護者と先生が子どもたちのために、話し合い、考え、学ぶ会」だということを、それぞれが認識し、「できる人が、できる時に、できることを」という本来の活動を意識していけるといいと思います。

○保護者の負担を減らすことだけを目的としないで、「出来る人が、できる時に、できることを」を前面に出して活動をしていくことを大切にしたいものです。

○「〇〇しなければならない」ではなく、「この活動はどう子どもに役立っているのか?」「先人がされた活動はどういう意味が込められていたのかな?」などといったことを振り返って、「現代に沿っている活動かな?」「会員への負担はどうなのかな?」「今後も継続していくとよい活動かな?」などを見据えて考えていくとよいと思います。

## 8 PTAと学校の関係は、どんな立場をとればいいのでしょうか

(1) 学校教育活動とPTA活動の区別

○公立の学校は、「学校教育法」などの法律に基づいて運営されています。一方、PTAは、子どもたちのために保護者と学校の先生が自主的に組織して運営する「任意団体」であり、法的な制約もなく、自分たちが作った「PTA規約(会則)」によって運営されています。したがって、学校の教育活動とPTA活動は、区別されなければならないものです。

(2) 同じPTAの会員といっても保護者と学校の先生の立場は違います

○保護者も学校教育を受けている子どもの保護者としての立場と、PTAの保護者会員としての立場は違いますし、学校の先生も学校教育に携わり、校務を執行する教職員の立場と、PTAの教職員会員としての立場は違います。あいまいになりやすいものですが、区別すべきところは明確に区別しておかなければなりません。

## 9 学校への協力と学校の姿勢

(1) 学校の指導方針を理解しましょう

OPTAは、学校に対して協力的な体制が望まれます。学校とPTAが相反した考え方や行動を

していたのでは、子どものためになることを求めることはできません。学校に協力するためには、PTAの活動の中に学校の教育目標や教育内容、指導方針などを理解するための学習を組み入れていく必要があります。

## (2) 保護者と学校の先生の信頼関係が大切

○学校側は保護者の理解を得るために、学校の考え方を示すとともに保護者や地域社会の人々と積極的に連携していく教職員の立場が望まれます。学校の先生と保護者が互いにそれぞれの立場を理解し合えるように、話し合える場をできるだけ多くもって、信頼関係を作り上げていくことが大切です。

## (3) 学校との業務委任契約

○PTA会費の徴収事務、預金通帳、印鑑の保管、PTAに関する文書の配付や回収などの事務を学校にお願いするためには、会員リストなどをPTAが把握して、学校に伝える必要があります。そこで学校と業務委任契約を結ぶことが必要になります。

業務委任契約書		
〇〇市立〇〇小学校PTA 会長 〇〇 〇〇 (以下「甲」という)と、〇〇市立〇〇小学校 校長 〇〇 〇〇 (以下「乙」という)は、甲の業務に關して次のとおり業務委任契約を締結する。		
【委任の事項】		
第1条	甲は乙に対し、甲の事務のうち下記の業務を委任し、乙にこれを実施する。	
(1)	PTA会費の徴収、印鑑管理業務	
(2)	その他、甲、乙の間のしきたりに従った業務	
※	業務委任の範囲は以下のとおりである。甲は乙が業務を委任した事項について、甲乙の承認を得るものとする。	
【委任の期間】		
第2条	乙は、本委任契約の締結の日から起算して3年間の期間に限り、この契約に基づいて甲の業務を執行し、又はこの契約の目的は未達成に達しない限り、甲の承認を得るものとする。	
【委任の報酬】		
第3条	この業務委任契約に關し、乙は、甲に対して何れも報酬を請求しないものとする。	
【委任の責任】		
第4条	乙は、業務執行に關する知識を第三者に開示してはならない。また、任意で、管理する業務を他人に開業、委託してはならない。但し、甲の承認を得たものはこの限りでない。	
【契約の解除】		
第5条	本契約は、甲が乙の業務執行に重大な支障を及ぼす場合、又は乙が甲の業務執行に重大な支障を及ぼす場合、甲は乙の業務執行を中止し、又は乙の業務執行を中止する権利を有する。但し、甲は乙の業務執行に重大な支障を及ぼす場合、又は乙が甲の業務執行に重大な支障を及ぼす場合、甲は乙の業務執行を中止する権利を有する。	
この契約の締結を証するため、両者が署名を施し、甲は必要事項のうえ各自署名捺印するものとする。		
令和 〇 年 〇 月 〇 日	PTA会長(甲) 〇〇 〇〇	印
	校長(乙) 〇〇 〇〇	印

# 10 PTAが抱えている問題

## (1) PTA活動はつらい、大変だというイメージ

○PTAの加入は、任意です。しかし、その認識がないまま入学して学校生活が始まるために強制のように考えられ、「絶対入るべき」という怖いイメージがついてしまいました。

また、子どもたちが学校にいる間の活動が多く、現代のように働いている保護者の方には、つらい、大変だというイメージが強まり、悪い噂が先行する傾向があるようです。

- ➡ 入学説明会や入学式の機会に学校にお願いして、PTAの説明をする時間を作ってもらい、PTAの目的や活動内容について丁寧に説明するようにお願いします。

## (2) 新しいPTA活動の模索

○「子どものため」と言いつつ、昔からの伝統を守っているだけで、現代では意味の薄れてしまっている行事や活動があるのも事実です。ライフスタイルの急激な変化にうまくついていけない部分もあるのかもしれませんが。

### ① 強制加入問題

- PTAは、任意団体であり、その入退会は会員の意思で決められるものですが、本人の意思を確認することなく、子どもの入学に合わせて自動的に入会となっているところがあります。入学説明会で任意性の説明は行われていると思いますが、説明の内容が不十分であったり、会員に十分に伝わっていなかったりする場合があります。
- PTA活動の意義やおもな内容を知らせて、PTAの必要性や子どもたちのためにボランティアでの協力など、PTAへの加入についての理解を得ていただくよう配慮をお願いします。PTA会長が、入学の折などに保護者から入会届を取得するなどの改善策も検討してみてください。改善の際、役員選出の方法や役員ポイント制などこれまでの仕組みや役員等の選出に関する単位PTAの規約(内規)などの見直し、検討が必要となります。

## ②PTA未加入世帯のお子さんへの教育的配慮

- PTAは保護者と学校の先生による会ですから、子どもは会員ではなく、支援対象です。PTA活動は、学校に通うすべての子どもたちの福利のために、保護者と学校の先生が自発的に行う活動であって、PTA会員の子どものみの福利のために行われる活動ではありません。
- PTA会費は、「学校に通うすべての子どもたち」のために使われるものですので、PTA会員ではない保護者の子どもであっても、PTA会費から支出されたものでも、それを受け取れないということがあってはなりません。
- PTAは、会員限定のサービスを行う会ではないということを、会員全員でしっかり認識することも大切です。
- PTAから贈られる入学や卒業のお祝い等は、会費の還元ではありません。子どもたちのために結成された会から贈るお祝いやごほうびですので、すべての子どもに贈ります。PTAによっては、実費を徴収しているところもあると思いますが、実費を払わなければ渡さないということ自体が区別となります。すべての子どもに配付することが、会員に受け入れられないということであれば、個々に渡すお祝いやごほうびなどは廃止して、必要なものは個人徴収することなどを考えてみましょう。
- PTA主催の活動についても同様に非会員の子どもを参加させないことは許されません。親子で参加する活動やイベント等には、十分な配慮が必要です。

## ③転入学時の対応

- 転入学時にも、自校PTAの目的や活動内容について丁寧に説明をして、トラブルのないようにお願いします。入会の手続きや会費の納入方法などの説明もきちんとしてください。

## ④役員決めに關して

- 年度初めの委員決めなどで、委員を免除してもらうために学級の中で理由を言わなければならない…などの問題が挙がっています。家庭事情や個人情報などを他人に知らせることになったり、「やらない人はズルい人」「みんなが同じ負担を負わないのは不公平だ」という話になったりするなど、委員を決めることに関する問題が多くあります。
- PTA活動は、「できる時に・できる人が・できることを」をモットーにしていくといいと思います。すべての会員が平等に仕事をする団体ではなく、何をもって公平なのか、不公平なのかを考えてみるといいと思います。不公平感は嫌なことをやらされているという感情が招くものです。
- できるだけ活動を見直し、できない人ややりたくない人が、強制的にやらされるのではなく、どうすればやりたい人が手を挙げて活動できるPTAになるのかを考えてみましょう。
- しかし、PTAの委員の選出を強制しない方法で決めることができても、PTAの会長や副会長など執行部の役員選出については課題があります。「ポイント制やノルマを無くしたら誰も役員を引き受ける人はいないのではないか？」という不安は残ります。PTAの目的・活動の目的を伝えて理解を深めながら、活動をコーディネートすることにやりがいを感じる仲間を増やしていくことが大切です。
- PTAは、子どものことを思う保護者の集団。どんどん人も入れ替わるため、その時代にあったやり方によって変わっていきます。役員になり、意見を持つことで変えることができることは多いはずで、自分ができるものを探して参加してみましょう。

# 11 PTA広報

○ PTAの日頃の活動を会員の皆さんに対してお知らせすることが、PTA広報の基本です。広報紙は、PTA活動（予告や報告）、研修材料を提供するとともに、学校理解を深める内容を掲載しましょう。PTA広報は、「学校だより」と同じではありません。PTAの立場を堅持しながら、地域の方々にも読んでいただけることを念頭に作成するとよいと思います。

PTAアンケートの結果や意見交流などの内容など、PTA活動をタイムリーに伝えるためにインターネット等の活用も考えてみてください。



# 12 もし、PTA組織がなかったら・・・

○もしPTA組織がなかったら・・・

- 子どもの教育は学校任せになりがちです。
- 保護者同士のつながりや関わり、協力や助け合いの気持ちが薄くなります。
- 子どもの安全安心な教育環境を作っていくために、学校と保護者が協力して取り組んでいくための活動が仕組みづらくなります。
- 学校の教育や岐阜市や県の教育行政などに対して意見や要望があっても、個人各々で対処していくしかなくなります。

**【参考資料】**

- 日本PTA全国協議会 リーフレット「はじめましてPTA」
- 岐阜県PTA連合会 子育て情報誌「わが子のあゆみ」
- 名古屋市立小中学校PTA協議会「PTA運営ガイドライン」
- 奈良市PTA連合会「PTA運営の手引き」
- ベネッセコーポレーション教育情報サイト

「PTAって何のためにあるの？ PTA役員になったらこう考えよう」

## 岐阜市PTA連合会の活動について〔R6年度用〕

### 1 岐阜市PTA連合会の目的は何ですか

○岐阜市PTA連合会は、市内のすべての児童・生徒の健全な育成のために、各单位PTA相互の連絡・協調をはかり、その健全な活動の促進を目的とします。

- ・PTA活動の目的・事業に関する調査研究、研修会等の開催を通して、共に学び、成長していく組織です。
- ・単位PTA相互の情報の交換、連絡・調整（双方向の情報の伝達・共有）をしていきます。

### 2 「市P・市P連」「単P」とは、何の略称ですか

○岐阜市PTA連合会は、岐阜市内の小中学校、岐阜特別支援学校小中学部、岐阜大学附属小中学校のPTAで構成されています。

- 「単P」とは、「単位PTA」のことです。それぞれの学校PTAの略称です。
- 「市P or 市P連」とは、「岐阜市PTA連合会」の略称です。
- 「県P or 県P連」とは、「岐阜県PTA連合会」の略称です。

### 3 岐阜市PTA連合会は、どんな活動をしているのですか

(1) PTA活動のさまざまな機会や情報の提供

- ・研修会や実践発表会を開催してPTA同士のつながりを持ち、PTA活動に関する情報を共有します。
- ・子育ての疑問や不安解消に役立つ講演会などの情報提供を行います。
- ・PTAの声をまとめ、岐阜市及び岐阜市教育委員会に「要望活動」を行います。
- ・必要に応じてPTA活動の調査研究を行い、情報発信を行います。

(2) PTA活動を支えます

- ・単位PTAでは解決出来ない問題・課題を共有し解決へ導きます。

【アクション事例】

- ・単位PTA入会届等の対応
- ・単位PTA活動中の事故等の対応（※県P連見舞金給付会及び賠償責任保険）
- ・PTA広報紙

(3) 子どもたちのために活動します

- ・子どもたちが安心安全に学校へ通えるように、岐阜市内各学校のPTAが情報共有を行い、岐阜市・自治会・各種団体などと共に活動しています。
- ・市内に住むすべての子どもたちの生活や教育レベルの向上を目指します。

### 4 岐阜市PTA連合会の運営資金は何ですか

(1) 会費（分担金）

- ・単位PTAから、市P連の運営資金として、PTA会費の一部を分担金として、市P連に納入していただいております。

①承認及び納入時期について

- ・毎年5月の第1回評議員会（各単位PTA会長及び市P連役員・理事等で構成）の承認を受けて、期日（5月下旬頃）までに各単位PTAから納入いただいております。

②会費（分担金）の納入

- ・岐阜市PTA連合会は、各単位PTAの会員数分（PTA世帯数+加入教員数）の会費（分担金）をお願いしております。ご理解とご協力をお願いします。

③会費（分担金）の納入金額

- ・第1回の評議員会で各単位PTAにご提示させていただきます。

④会費（負担金）以外の収入

- ・岐阜市からの補助金、県P連からの助成金、保険業務管理費などがあります。

(2) 会費（分担金）の主な使途

○大きく次の4つの使途があります。

①事業費

- ・「岐阜市PTAフォーラム」を開催する際の会場借用代、看板等諸費
- ・記念講演等での講師講演料
- ・市P及び県P研究大会で実践を発表していただくPTAに対しての活動補助

②活動費

- ・3部会（総務部会・事業部会・教育部会）に対しての活動補助
- ・5つのブロック活動に対して、それぞれのブロックに補助
- ・県P研究大会の参加費や全国大会、東海北陸研究大会に参加者への交通費補助等

③事務運営費

- ・会議を開催する際の会場借用代等
- ・「PTA活動の手引き」などの冊子印刷代等
- ・備品や消耗品、郵送料や電話・インターネット契約、HPの管理に関わる費用
- ・事務アルバイトの給与費用

④岐阜県PTA連合会の会費（分担金）

- ・市P連事務局からまとめて、県P連へ納入します。

## 5 岐阜市PTA連合会の組織を教えてください

◆市P連は、岐阜市内の単位PTA（小中学校・岐阜特別支援学校・岐大附属小中学校のPTA）の集まり（集合体）です。

○これまで各単位PTAより子育て委員を選出していただいておりますが、R6年度より、岐阜市PTA連合会の活動に子育て委員さんの招集は行いません。

○これまでの市P連における子育て委員さんが担っていた

- ・市P連事務局からの連絡や依頼文書等の処理
- ・子育て委員会での活動交流会の場での他校PTA活動の情報交流
- ・充て職の分担
- ・各ブロックのブロック活動での交流

などについて変更になりました。

OR6年度の変更点

①市P連事務局からの連絡や依頼文書等の処理への対応

➡市P連事務局との連絡担当をしていただく方を選出してもらいます。以下の2パターンから選択していただきます。

【Aパターン】 単位PTAの評議員（PTA会長等）が担当。

【Bパターン】 評議員（PTA会長等）とは別に、連絡担当者を役員の中から選出して、その方が市P連からの連絡や文書等の処理をする

②他校との情報交流などへの対応（情報交流等）

➡交流会等については、市P連が「（一社）みんなのいえ」に外部委託して実施していきます。（参加自由型で強制や割り当てはなしで実施します。）

会の名称は、「くすのきcafé」とし、会場は、ぎふメディアコスモスの会議室をメインに実施していきます。事前にメール等で開催のご案内をします。

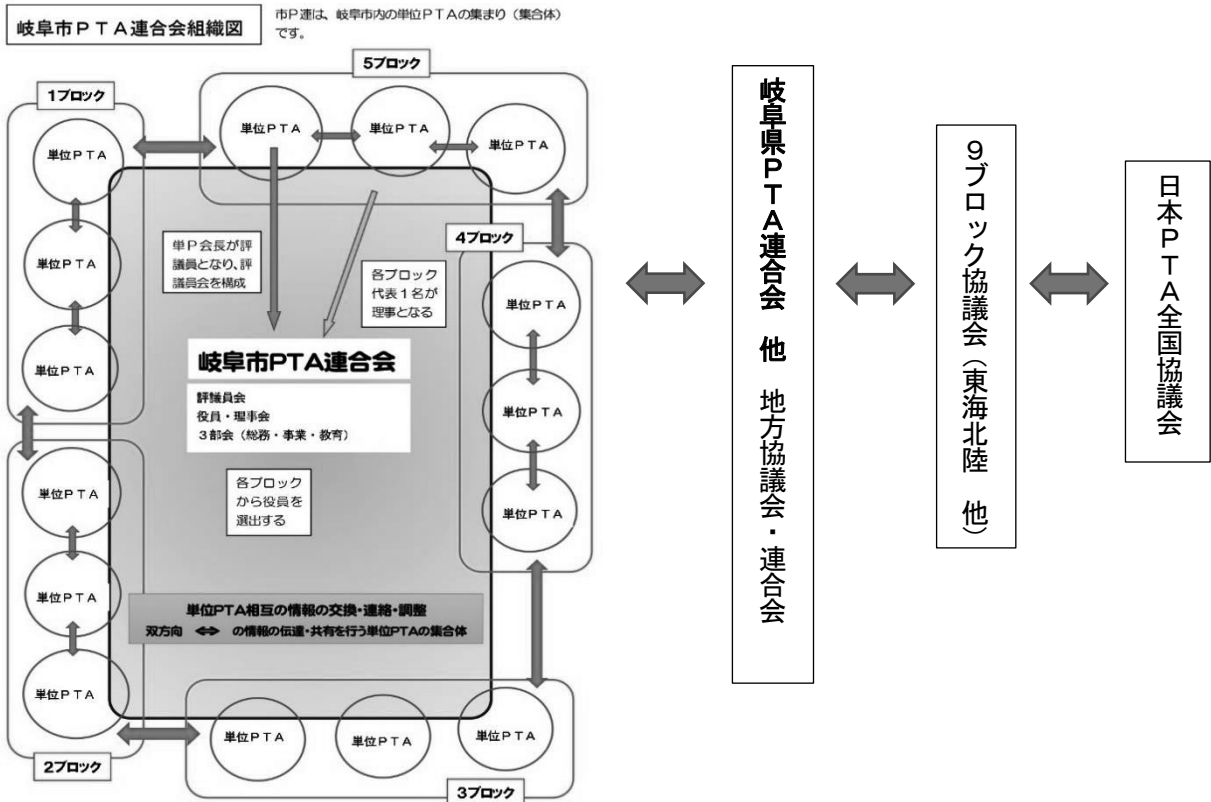
③充て職の分担

➡ブロック毎で調整していただきます。各ブロックで8～9の職を担当していただきます。（2月～3月にかけて、各ブロックで決めていただきます。）

④各ブロックでのブロック活動

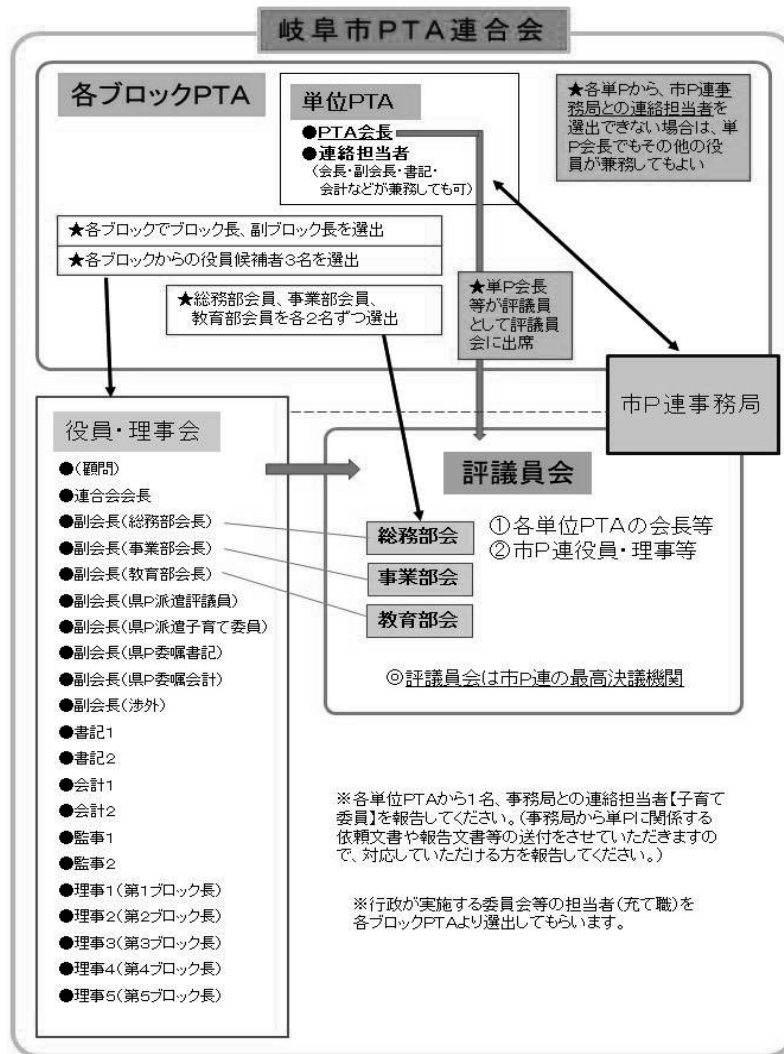
➡各ブロックから選出していただいているブロック長さんが中心となって、ブロック内の単位PTA会長さんとの情報交流や活動、連絡調整を行っていただきます。

双方向の情報の伝達・共有を行います





令和6年度 各ブロック、単位PTAからの役員等の選出について



**6 岐阜市のブロック分けはどうなっていますか**

(1) 「ブロック」について

○市内の学校を地域毎でブロック分けして、情報共有やブロックでの活動を開催しています。岐阜市には5つのブロックがあります。

(2) ブロック内の単位PTA

- ①第1ブロック 長良中・長良西小・東長良中・長良小・長良東小・青山中・常磐小・鷺山小  
岩野田中・岩野田小・岩野田北小・三輪中・三輪南小・三輪北小
- ②第2ブロック 島中・島小・木田小・城西小・岐阜清流中・則武小・早田小・岐北中・方県小  
黒野小・西郷小・網代小・岐阜西中・七郷小・合渡小・岐阜特別支援学校
- ③第3ブロック 岐阜中央中・岐阜小・明郷小・本荘中・(徹明さくら小)・本荘小・梅林中・白山小  
梅林小・華陽小・精華中・市橋小・鏡島小・草潤中
- ④第4ブロック 加納中・加納小・茜部小・陽南中・加納西小・三里小・境川中・且格小・鶉小  
柳津小・厚見学園・岐大附属小中学校
- ⑤第5ブロック 長森中・日野小・長森北小・長森西小・長森東小・長森南中・長森南小・藍川中・  
岩小・芥見小・藍川北学園(藍川北中・藍川小)・藍川東中・芥見東小

## 7 岐阜市PTA連合会の会議や部会について教えてください

### (1) 各種の会議・3部会

#### ①役員・理事会（年間6回：4月①②・6月③・9月④・12月⑤・1月⑥）

- ・評議員会へ提案される全ての議案を検討、審議します。
- ・メンバーは役員（13名）、監事（2名）、理事（5名）の20名と（顧問若干名）、その他委員長です。理事とは、第1～第5ブロックのブロック長で5名です。

#### ②評議員会（年間4回：5月①・7月②・9月③・2月④）

- ・岐阜市PTA連合会の最高決議機関です。
- ・出席者は、役員・理事会のメンバー、各単位PTA会長または代表者です。
- ・相談役は、市小中校長会から推薦の2名で、岐阜市小中校長会の副会長に就任していただいています。
- ・委嘱監事は、小・中教頭会代表1名です。令和6年度は、小学校の教頭会長に就任していただきます。
- ・顧問、相談役、委嘱監事は4月当初に市P連会長より依頼します。

#### ③特別評議員会（年間1回：3月下旬に開催します。）

- ・新旧年度の岐阜市PTA連合会役員等と新年度各単位PTA会長の会です。
- ・新年度の岐阜市PTA連合会役員・監事を承認、決定します。
- ・各ブロック選出のブロック長(理事)、副ブロック長の承認をします。
- ・各ブロック選出の3部会のメンバーの承認をします。
- ・新年度の岐阜市PTA連合会の活動の概要と事業計画について検討します。
- ・新旧役員間の引継ぎを行います。

#### ④3部会〔総務部会・事業部会・教育部会〕

- ・岐阜市PTA連合会規約第4条の事業内容を具現化するための原案を作成します。
- ・児童・生徒に関する教育問題等についての調査・研究をします。

#### **総務部会**（年間5回 内3回は評議員会終了後に開催しています。）

##### ①総務部会長とブロック選出の総務部会員10名で構成します。

##### ②活動内容

- ・岐阜市PTA連合会の財務、組織、規約、内規等の見直しに関することについて検討研究します。
- ・他団体との連携、市行政側への要望活動の取りまとめをします。《7月～11月》
- ・各種表彰の被表彰者及び被表彰者団体の決定をします。《4月～5月》  
…岐阜市PTA連合会の個人、団体表彰
- ・交流会の計画と運営などをします。

#### **事業部会**（年間4回 内3回は評議員会終了後に開催しています）

##### ①事業部会長とブロック選出の事業部会員10名で構成します。

##### ②活動内容

- ・岐阜市PTAフォーラムの企画・立案・運営を行います。《11月》
- ・岐阜県PTA定期大会の運営の手伝いをします。定期大会は毎年6月に実施されます。

#### **教育部会**（年間4回 内3回は評議員会終了後に開催しています）

##### ①教育部会長とブロック選出の教育部会員10名で構成します。

##### ②活動内容

- ・PTA活動の向上を図ります。PTA研修会等の企画運営をします。

- ・子どもの教育に関する事業や研修を行います。

## (2) その他の会議

### ①新役員選考委員会（3月初旬に1回）

- ・市P連の会長が招集します。ブロック長(理事)と市P連退任の役員で構成します。
- ・次年度の岐阜市PTA連合会役員及び監事並びに県P連への派遣者を選出します。
- ・顧問は、会長が委嘱して第1回の評議員会で承認を得て決定されます。

### ②岐阜市PTA広報紙コンクール審査会（役員・理事会のメンバーが審査します。）

- ・入選校PTAは次年度の市PTAフォーラムで団体表彰の対象となります。
- ・県P連の広報紙コンクールへの応募を希望する単位PTAは、すべて応募できます。

## 8 行政が実施する委員会等の担当者の委嘱とは何ですか

### (1) 外部機関からの委員就任の依頼

○行政や教育関係団体から依頼される委員会や協議会の担当者(「充て職」と呼んでいます)を、市P連の役員・理事・監事、単位PTA会長(単P役員)の中でお願ひしています。

- ①各ブロックの会議等の場で担当者を決めてもらいます。
- ②岐阜市の行政や教育関係団体が主催する委員会や協議会に岐阜市内のPTA関係者が出席することで、保護者としての意見や思いが伝わる機会になりますので、担当になられた方は、ぜひご協力をお願いします。

《担当していただく行政や教育関係団体が実施する主な委員会や協議会》

- ・岐阜市社会教育委員 ・岐阜市人権教育啓発推進委員会 ・岐阜市青少年問題協議会
- ・岐阜市学校給食会 ・給食物資調達委員会 ・給食献立作成委員会 ・岐阜市学校保健会
- ・岐阜市くらしの安全推進協議会 ・岐阜市青少年育成市民会議 ・岐阜市子育て支援会議
- ・岐阜市子どもの権利推進委員会 ・放課後チャイルドコミュニティ委員会
- ・岐阜市明るい選挙推進協議会 ・いじめ問題対策委員会
- ・教科書用図書採択検討委員会 ・岐阜市図書館協議会 ・指定管理者評価委員会
- ・岐阜ファミリーパーク再整備検討委員会 ・岐阜市教育振興基本計画検討委員会
- ・少年自然の家運営審議会 ・岐阜市歴史博物館協議会
- ・子ども若者総合支援センター事業推進委員会 など

## 9 PTAの大会はどのようなものがありますか

### (1) 「岐阜市PTAフォーラム」(これまでの「市P大会・実践発表会」の発展形)

○岐阜市PTA連合会が主催する大会および実践発表、情報交流の場です。市P連から、参加希望数を出しますが、参加人数等については、単Pのご判断でご参加いただきます。

### (2) 「岐阜県PTAフォーラム」(これまでの研究大会)・「日本PTA東海北陸ブロック研究大会」・「日本PTA全国研究大会」

- ①これらの大会は、会員であればどなたでも参加できます。(事前の申し込みが必要)
- ②「全国大会」は日本PTA全国協議会が主催の大会です。「東海北陸ブロック研究大会」は、

東海北陸6県と名古屋市のPTA連合会が持ち回りで開催しています。

「岐阜県PTA連合会定期大会」や「岐阜県PTAフォーラム(研究大会)」は岐阜県PTA連合会が主催です。

## 10 「岐阜市PTA連合会表彰」について教えてください

### (1) 表彰規程・内規について

○表彰規定・内規は『PTA活動の手引き』の規約・内規・規程の部を参照してください。総務部会が4月中旬までに表彰者の内容の点検、審査を行います。

#### ①個人表彰について

・表彰は1人1回のみです。(過去に表彰された方は、対象になりません。)

②表彰された人は、表彰者名簿に記録します。

③時期がきましたら、個人表彰等の該当者の申請について事務局よりお知らせします。

### (2) 団体表彰について

①前年度の岐阜市PTA実践発表会の発表校、前年度の岐阜県PTA連合会の研究委嘱校は団体表彰の審査対象となります。

②ブロック長から推薦があった単位PTA(功績顕著)も対象となります。

③広報紙コンクールで入選した広報紙の単位PTAが表彰されます。

### (3) 岐阜県教育長表彰、日P会長表彰、文部科学大臣表彰について

①例年11月に県P連合会日P会長表彰の「推薦枠団体」を、岐阜市P実践発表会の発表校の中から推薦します。推薦されたPTAは、岐阜県PTA連合会の 岐阜県教育長表彰校及び日P会長表彰団体候補の審査対象となります。

②毎年11月に東京で文部科学大臣表彰・日P会長表彰・広報紙コンクールの表彰式があります。表彰対象になった団体・個人は県Pより連絡が入ります。

## 11 個人情報保護についてはどうなっていますか

○平成30年度から、岐阜市PTA連合会では、「個人情報保護方針」及び「個人情報取扱規則」を施行しております。

○各単位PTAにおいても、これに基づいて個人情報の取扱いをお願いします。名簿等の作成を最小限にするとともに、関係者以外には公開しないでください。

## 12 市や県のPTA連合会からはどんな情報が発信されていますか

### (1) 子育てや単位PTA活動に関する情報発信

①単位PTA活動の実践を持ち回りで発表してもらい、他校のPTA活動を知る機会を提供します。

②子育ての専門家や教育のプロ等の講師を招き、子育てに関する講演会や研修会を提供して、「親学び」の機会を設けます。

③各学校の保護者の教育環境等に関する要望や意見を集約し、行政側に教育環境に関する改善等の要望を行い、子どもたちの教育環境をよりよくしていきます。

(2) 「わが子のあゆみ」(子育て情報誌)・「岐阜県PTA」(新聞)を発行しています

①岐阜県PTA連合会が編集発行しています。

②子育てに対する情報を会員に発信し、会員相互の心を結ぶ広報活動の一つです。

・「岐阜県PTA」…県内各地区のPTA活動の新しい情報を提供します。

・「わが子のあゆみ」…子育てのための情報提供及び交流を通して、啓発を進めます。

「わが子のあゆみ」は、昭和26年に創刊された全国でも唯一PTAの手で発行している「学校理解と自分育ち」の子育て情報誌です。



### 13 岐阜市および岐阜県PTA連合会は、単位PTAを守ります

(1) 単位PTAが主催・共催する活動中に、もし事故等が起きたら・・・

①「岐阜県PTA見舞金給付会」から見舞金が支払われます

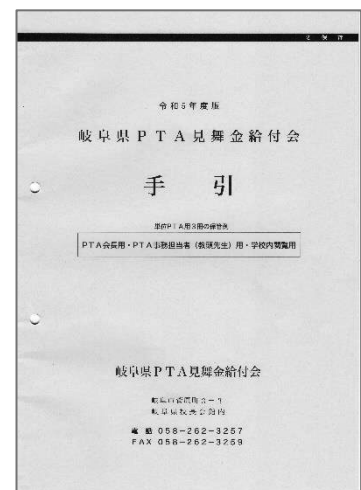
- ・PTAが主催・共催する活動中に起きた傷害等に対して、お見舞金を給付するために設立された「見舞金給付会」があります。(これは保険ではありません。)
- ・会員は、岐阜県PTA連合会の会員(岐阜県内の各小中学校の単位PTAに所属する会)で、給付会の負担金の徴収はありません。
- ・給付対象は医師等によって治療が必要と認められた通院(入院を含む)が2日以上(災害です。その他、後遺障害見舞金や死亡弔慰金など)があります。
- ・給付の対象者はPTAの会員全員と学校職員、その学校に在籍している会員の子です。

②手続きはどうすればいいのですか？

- ・まず、単位PTA会長さんに相談して、学校の教頭先生にお知らせください。
- ・学校の教頭先生から手続きをしてもらいます。  
→教頭先生の方で所定の災害報告書・給付申請書等を作成して、岐阜県PTA見舞金給付会事務局へ送ってもらいます。

③審査会による審査の上、見舞金が給付されます。

※詳しくは、PTA会長さんと学校(PTA事務担当者)に「岐阜県PTA見舞金給付会の手引き」を年度初めにお渡ししてありますので、この手引きをご覧ください。



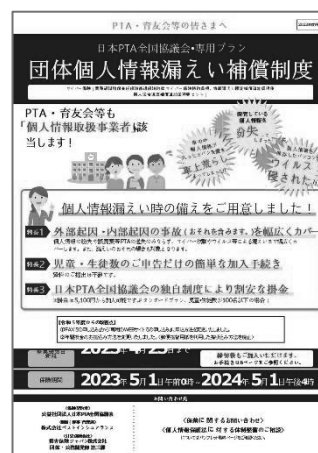
(2) P連や単位PTAが賠償責任を負う事故を起こしたり、訴えられたりしたら・・・

①民間保険会社の「賠償責任補償保険」に加入しています

- 岐阜県PTA連合会の見舞金給付会が、「賠償責任保険」に加入しています。  
例えば、「PTA主催の学校環境整備作業で木の枝を切っていたら、隣接工場の屋根を壊してしまった。」など他人の身体や財物に損害を与え、市P連や単位PTAが法律上の損害賠償責任を負った場合などに支払われます。  
単位PTAさんの負担金は0円です。
- 支払い保険金の種類  
損害賠償金…治療関係費、休業補償費、葬祭費、慰謝料、再購入費、修繕費等  
その他費用…損害防止費用、権利保全講師費用、緊急措置費用、訴訟費用 等
- 手続き等は、直接、単位PTAから岐阜県PTA連合会へご相談ください。

②団体個人情報漏えい補償制度（日本PTA全国協議会・専用プラン）

- PTAが個人情報を紛失した誤廃棄などで訴えられるなどに対応する保険です。
- 各単位PTAで任意加入していただく保険です。
- 第三者への損害賠償に関する補償やメディア対応費用、クレーム対応費用、事故対応費用、損害賠償請求費用などの補償があります。
- 手続きは、各単位PTAから引受保険会社に直接、加入申込みをしてください。



(3) PTA連合会より、岐阜市内の小中学校の児童・生徒向けに案内されている保険  
○子どもたちが安心して家庭や学校での生活を送るために、割引適用で手厚い補償が可能な保険が利用できます。年度当初に各保険代理店から直接、学校を通してご家庭に案内されます。

①PTA24保険〔団体総合生活補償保険、学生・こども総合保険〕

- ご家庭で任意加入していただく保険です。
- 岐阜県PTA連合会が団体契約している保険です。  
※子どもたちが安心して家庭や学校での生活を送るために、岐阜県内のPTA会員への割引適用で手厚い補償が可能な保険として導入されたものです。
- 岐阜県PTA連合会の団体割引が適用されます。  
※岐阜県PTA連合会の団体割引30%、優良割引20%が適用されます。
- 学校内や家庭内を問わず、病気、ケガ、損害賠償保険など幅広く補償されます。
- 自転車の損害賠償責任にも対応しています。



②小中学生総合補償制度〔こども総合保険＋自転車総合保険〕

- ・ご家庭で任意加入していただく保険です。
- ・岐阜地区PTA連絡協議会が団体契約している保険です。
- ・岐阜地区PTA連絡協議会の団体割引が適用されます。  
※PTAで加入すると15%の団体割引が適用されます。
- ・学校でのケガはもちろん、学校が休みの日や登下校中のケガも補償されます。
- ・育英費用補償、個人賠償責任補償、傷害補償、学校管理下動産補償、トラブル被害対応補償などがセットされています。



- ◆PTA活動中のケガなどに対してお見舞金が給付される制度の紹介
- ◆PTA連合会が団体契約している任意保険（割引適用）等の紹介

	県P連の見舞金制度 岐阜県PTA見舞金給付会 「見舞金給付制度」	P会員向け任意加入の保険 PTA24保険 (学生・こども総合保険)	P会員向け任意加入の保険 小中学生 総合保障制度 (こども総合保険)	入学時に学校から案内 (参考)日本スポーツ 振興センター 「災害共済給付制度」
加入	PTA会員が見舞金給付の対象です	ご家庭で任意加入していただく保険です	ご家庭で任意加入していただく保険です	制度の同意確認をしたご家庭が加入します
	PTA連合会に加入していないと、ご利用になれません。			
補償	保護者・小中学生・教職員 指導者・協力者 〔PTA行事中の補償〕	小中学生 (家族タイプもあり) 〔24時間の補償〕	小中学生 〔24時間の補償〕	小中学生と教職員 〔学校管理下の保障〕
特徴	PTAが主催・共催する活動中に起きた傷害等に対して、お見舞金を給付するために設立されている会です。これは保険ではありません。  見舞金は、蓄積済みの責任準備金から給付されます。給付会への負担金は徴収されません。  PTA行事中に起きたケガと賠償責任が対象になります。PTA会長の申請に対して給付が行われます。  必要な見舞金を給付するもので、保険ではありませんが、給付会が賠償責任保険に加入していますので、PTA行事での対人・対物・借用物に関わる事案などに保険金が支払われます。	岐阜県PTA連合会が団体契約している保険です。岐阜県PTA連合会の団体割引が適用されます。  日常での病気、ケガや損害賠償責任を負った場合等が補償される任意加入の保険です。日本スポーツ振興センターや岐阜県PTA見舞金給付会からの給付とは別途に支払われます。  学校に携帯するタブレットなどのICT機器の破損、眼鏡などの身の回り品の破損も補償があります。  自転車による賠償責任にも対応しています。	岐阜地区PTA連絡協議会が団体契約している保険です。岐阜地区PTA連絡協議会の団体割引が適用されます。  日常での病気、ケガや損害賠償責任を負った場合等が補償される任意加入の保険です。日本スポーツ振興センターや岐阜県PTA見舞金給付会からの給付とは別途に支払われます。  学校に携帯するタブレットや眼鏡などの身の回り品の破損も補償があります。  SNS、ネット、対人トラブルの被害の対応補償もあります。  自転車による賠償責任にも対応しています。	入学時に、学校に加入同意書を提出します。  学校で起こったケガなどに対して医療費等の給付を行っています。この給付の経費は、国・岐阜市・保護者の三者で負担しています。  学校の管理下とは、授業中、学校の教育計画に基づく課外指導中、休憩時間中及び学校の定めた特定時間中、通常の経路及び方法による通学中などです。  学校管理下中の傷害死や突然死などの死亡見舞金があります。
手続き	事故が発生した場合は、学校の担任の先生（教頭先生）又は、PTA会長に報告して、所定の用紙を整えて申請書を提出してください。	年度当初に、保険会社よりお子さんを通して案内チラシが届きますので、任意で加入申込みをしてください。  事故が発生した場合は、保険会社・保険取扱代理店等に直接連絡してください。	年度当初に、保険会社よりお子さんを通して案内チラシが届きますので、任意で加入申込みをしてください。  事故が発生した場合は、保険会社・保険取扱代理店等に直接連絡してください。	「医療等の状況の証明」を学校に提出します。  センターに書類が届くと、センターは内容を審査し、給付金が支払われます。

## 岐阜県PTA見舞金給付会（概要）について

### 1 岐阜県PTA見舞金給付会とは

岐阜県内の単位PTAや郡市PTA連合会が主催・共催する活動中に、突発（偶然）・急激・外来的に起きた傷害にお見舞金を給付するために設立されている会です。

### 2 給付対象者の基本

	保護者	小中生	教職員	指導者・協力者
PTAとの共催活動	○	○	○	○
学校との共催活動	○	×	×	△
他団体との共催活動	○	△	△	△

△印…PTAが依頼した場合には給付対象になります。

×印…日本スポーツセンター給付及び公務災害認定の制度があることから給付対象になりません。指導者・協力者には、活動内容・日時・場所等を記入した依頼書が出してあることが条件となります。

### 3 給付対象になる事例

(1) 活動区分 ①岐阜県PTA連合会 ②地区・市PTA連合会 ③単位PTA ④その他

(2) 単位PTAの場合

- ①総会・役員会・委員会等の諸活動・会議・並びにそれらの運営に関連する業務への参加
- ②学級・学年・全校PTAとして計画された活動  
(あらかじめ計画され、会長や組織の承認または決定されていること)
  - ・学習会、スポーツレクリエーション活動
  - ・給食試食会、プール監視の補助員、バザー等
  - ・交通指導・巡回指導・資源分別活動等に校外活動
- ③学校行事におけるPTA活動の部分
  - ・運動会、文化活動、授業参観並びに学級や学年懇談会（祖父母学級）
- ④学校教育活動で、PTAに協力を依頼された活動の部分
  - ・総合的な学習活動、生活科学習活動等

### 4 傷害に対する給付金の種類・賠償責任事故に対する保険金の種類

(1) 傷害に対して

①通院見舞金 ②入院見舞金 ③手術見舞金 ④後遺障害見舞金 ⑤死亡弔慰金 の給付があります。

(2) 賠償事故の場合

①対人 ②対物 ③借用物に対して、委託保険会社から直接、保険金が支払われます。

### 5 申請について

・報告者は「PTA会長」となっていますが、実務は教頭先生にお願いしてありますので、教頭先生まで報告をしてください。

### 6 その他

- ・詳細については、「岐阜県PTA見舞金給付会手引き」冊子をご覧ください。
- ・平成20年度より、見舞金は責任準備金から給付され、会員や単位PTAから負担金は徴収されません。



どうしよう！

# PTA活動中にケガをしたら…

こんなときは、PTA会長さんや教頭先生にお知らせください。  
お見舞金がいただけるかも…。

PTA親子奉仕作業中  
に骨折した。

PTA主催の資源回収活動  
中、使っていた刃物で指を切  
った。

学校の運動会后、テントの片  
付け作業中、支柱が頭に当た  
り、けがをした。

親子ふれあい活動の縄跳び  
でアキレス腱を痛め、手術  
を受けて入院した。

PTA主催バレーボール交流  
会で、足首を痛めた。

## ●賠償責任保険にも加入しています。

PTA主催の学校環境整備作業で木  
の枝を切っていたら、隣接工場の屋根  
を壊してしまった。

給付対象とならない場合や、給付が制限される場合もありますが、  
ぜひPTA会長さんや教頭先生にご相談ください。

岐阜県PTA見舞金給付会

TEL 058 (262) 3257 FAX 058 (262) 3259

# 県内各PTAの皆様へ

～『学校理解とよりよい自分育ち』のために～

「早く届いて、ゆっくり読める」個人購読をお勧めしています。

1冊200円・年(5回発行)1000円

各单位PTA	会長	各位
各单位PTA事務局	担当者	各位
各都市PTA	会長	各位
各都市子育て委員会	代表	各位
各都市PTA事務局	担当者	各位

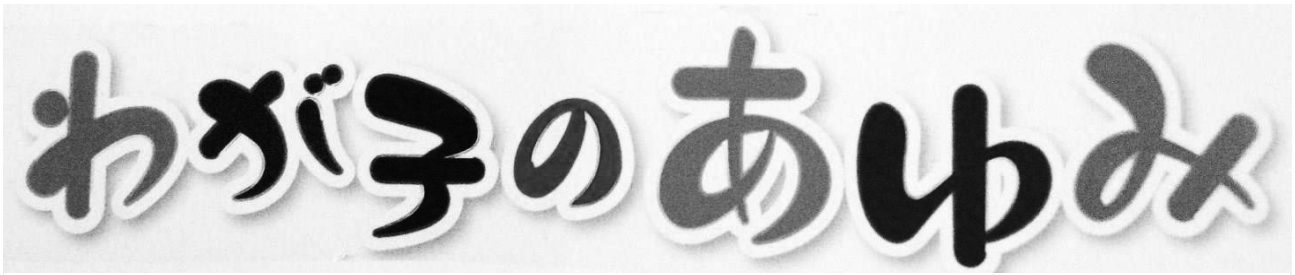
私たち岐阜県PTA連合会では、家庭と学校が地域の方々とともに子どもたちの健やかな成長を願って、子育て情報誌「わが子のあゆみ」を7月から翌年3月までの奇数月に発行しています。

多くの学校では、PTA会費でご購入いただき、クラスや地域単位で回覧購読がなされていますが、「次の方に気遣いして、ゆっくり読めない」のが実情のようです。そこで、回覧の場合には7人以下で1冊を、回覧をしていないPTAでは、10～15%の個人購読申し込みをお勧めしています。

「わが子のあゆみ」は72年前の昭和26年に創刊された、全国でも唯一PTAの手で発行している「学校理解と自分育ち」の子育て情報誌です。一人でも多くの皆様に読んでいただくために、各都市のPTA会長会でご協議を願っています。「わが子のあゆみ」を読んで、心豊かな親になりましょう。

岐阜県PTA連合会

## 岐阜県PTA連合会発行の子育て情報誌



### 「わが子のあゆみ」で出会った《心に残るステキな言葉》

- ◇夢を追って人生を楽しんでいる親の姿を見せつつ、子ども達の夢や目標を応援していきたい。(子育て半生記 7月号)
- ◇話しかけられて嫌と思う人なんて誰もいない。今からでも色々な人に話しかけ関わっていこう。(子の思い 7月号)
- ◇きっと100個が完成したら「娘へ」よりも、私自身の宝物になっていそうです。(親の願い 7月号)
- ◇ありがたいの気持ちを言葉で伝えれば、きっとたくさんの笑顔が返ってくる。(みんなで家庭教育 9月号)
- ◇「思いを寄せる」とは、相手のことを理解したいと願い、関心を寄せることであり、自ら謙虚さをもって関わっていくこと。(みんな、いっしょに 9月号)
- ◇私が母に愛して貰ったように、私もたくさんの愛をこれからも絵本を通して伝えていきたい。(リレーエッセイ 9月号)
- ◇お疲れ様、私。頑張ってるね。今日も幸せだったなあ。(子育て半生記 11月号)
- ◇100の家庭があれば、100通りの子育てがあって当然。(親の願い 11月号)
- ◇子どもたちの笑顔のために周りの大人が、常に「笑顔」であることを忘れない。(教育の窓 1月号)



令和6年度(2024年度) 岐阜市PTA連合会行事予定一覧表(案) 2024.02.25 (網掛けのない会議等は、岐阜県PTA連合会関係の行事です)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1月	水	土	土	月	木	日	火	金	日	水 元日	土	土
2火	木	日	日	火	金 県対応検討委員会	月	水	土	月	木	日	日
3水		金 憲法記念日	月	水	土	火	木	日 文化の日	火	金	月	月
4木		土 みどりの日	火	木	日	水 役員・理事会④	金	月 振替休日	水	土	火	火
5金 役員・理事会①		日 こどもの日	水	金	月	木	土	火	木	日	水 県常置・評議員会③	水
6土		月 振替休日	木	土	火 総務部会④	金 県役員理事会④	日	水 県役員理事会⑤	金	月	木	木 新役員顔合わせ会
7日		火	金	日	水	土	月	木	土	火	金 評議員会④	金
8月		水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
9火 郡市P担当者会①		木	日	火	金	月	水	土 県Pフォーラム可児	月	木	日	日
10水		金	月	水 評議員会②	土	火	木	日	火	金	月	月
11木		土	火	木	日 山の日	水	金 市PTAフォーラム	月	水	土	火 建国記念の日	火 県役員理事会⑦
12金		日	水	金 県審査会②	月 振替休日	木	土	火	木	日	水 水郡市P担当者会②	水
13土		月 県P定期大会	木	土	火	金	日	水	金 役員・理事会⑤	月 成人の日	木	木
14日		火	金	日	水	土	月 スポーツの日	木	土	火	金	金
15月		水 県役員理事会①	土	月 海の日	木	日	火	金	日	水	土	土
16火		木	日	火	金	月 敬老の日	水	土	月	木	日	日
17水 第1回3部会		金 県研究委嘱P会	月	水	土	火	木	日	火 県表彰選考委員会	金 県役員理事会⑥	月	月
18木		土	火	木	日	水 評議員会③	金	月	水	土	火	火
19金		日	水	金	月	木	土	火	木	日	水	水 特別評議員会
20土		月 評議員会①	木	土	火	金	日	水	金	月	木	木 春分の日
21日		火	木	日	水	土	月	木	土	火	金	金
22月 県P常置・評議員会①		水	土	月	木	日 秋分の日	火	金	日	水	土	土
23火		木 県審査会①	日	火	金 日P全国川崎大会	月 振替休日	水	土 勤労感謝の日	月	木	日 天皇誕生日	日
24水		金	月	水	土 日P全国川崎大会	火	木	日	火	金	月 振替休日	月
25木		土	火	木	日	水	金 東陸P愛知大会	月	水	土	火	火
26金 役員・理事会②		日	水	金	月	木 県常置・評議員会③	土 東陸P愛知大会	火	木	日	水	水
27土		月	木	土	火	金	日	水	金	月	木 新役員選考委員会	木
28日		火	金	日	水	土	月	木	土	火	金	金
29月 昭和の日		水	土	月	木	日	火	金	日	水 役員・理事会⑥	土	土
30火		木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日
31		金	月	水	土	火	木	火	火	金	月	月

地区P連協①

区市要望

地区P連協②

# 令和6年度 岐阜市PTA連合会 事業計画 (R06.02.25現在)

月	評議員会、役員・理事会、選考委員会	3部会	岐阜市PTAフォーラム、その他	地区P・県P・東陸P・全国P
4	5(金) 第1回役員・理事会 19:00～ 岐阜市役所6-3会議室 ・組織づくり ・5年度事業・決算報告 ・6年度事業・予算案	17(水) 第1回部会(総務・事業・教育部会) 19:00～ 岐阜市役所6-1大会議室 ・組織づくり ・引き継ぎ事項の確認 ・6年度の部会事業計画立案		9(火) 郡市P担当者会① 13:30 瑞穂市総合センター 12(金) 監事会②(前年度決算) 県P事務局 13:00 22(月) 県P常置委員会① 10:00 13:05 県P評議員会① 10:00 瑞穂市総合文化センター 30(火) 表彰選考委員会 13:30 わが伊
	26(金) 第2回役員・理事会 19:00～ 岐阜市役所6-3会議室 ・運営方針・活動目標 ・3部会の活動について		( )くすのきcafé 夜間 ぎふメディアコスモス	
5	20(月) 第1回評議員会 19:00～ 岐阜市役所6-1大会議室	20(月) 3部会(総務・事業・教育部会) 評議員会終了後 〔総務〕・対市要望の持ち方について 〔事業〕・岐阜市PTAフォーラムについて 〔教育〕・6年度の事業について	( )くすのきcafé 昼間 ぎふメディアコスモス	15(水) 県P常置委員会② 10:00 県P役員理事会① 13:30 瑞穂市総合センター 17(金) 研究委員P会 13:30 ドリームシアター 23(木) 審査会① 13:30 瑞穂市総合センター
6	21(金) 第3回役員・理事会 19:00～ 岐阜市役所6-3会議室 ・対市要望について ・岐阜市PTAフォーラムの内容検討 ・市P連の今後の組織、事業について		( )くすのきcafé 夜間 ぎふメディアコスモス	13(木) 第45回県P連定期大会 長良川国際会議場 12:10～ 21(金) 県P役員理事会② 13:30 オンライン会議 ( )岐阜地区PTA連絡協議会① 各務原市
7	10(水) 第2回評議員会 19:00～ 岐阜市役所6-1大会議室	10(水) 3部会(総務・事業・教育部会) 評議員会終了後 〔総務〕・対市要望の内容について 〔事業〕・岐阜市PTAフォーラムについて 〔教育〕・PTA研修、調査研究について	( )くすのきcafé 昼間 ぎふメディアコスモス	12(金) 審査会② 10:00 県P役員理事会③ 13:30 オンライン会議
8		6(火) 第4回総務部会 19:00～ 岐阜市役所6-3会議室 ・対市要望書の内容の吟味	( )くすのきcafé 夜間 (場所未定)	2(金) 対応検討委員会 14:00 23(金)～24(土) 第72回日P全国研究大会川崎大会 川崎市とどろきアリーナ 他
9	4(水) 第4回役員・理事会 19:00～ 岐阜市役所6-3会議室 ・岐阜市PTAフォーラムに向けて ・対市要望書の内容確認	18(水) 3部会(総務・事業・教育部会) 評議員会終了後 〔総務〕・対市要望 他 〔事業〕・岐阜市PTAフォーラム役割り分担 〔教育〕・教育部会主管事業について	( )くすのきcafé 夜間 ぎふメディアコスモス	6(金) 審査会③ 10:00 県P役員理事会④ 13:30 瑞穂市総合センター 26(木) 県P常置委員会③ 10:00 県P評議員会② 12:50 オンライン会議の予定
	18(水) 第3回評議員会 19:00～ 岐阜市役所6-1大会議室			

月	評議員会、役員理事会、選考委員会	3部会	岐阜市PTAフォーラム、その他	地区・県・東陸・全国
10			11(金) 岐阜市PTAフォーラム ぎふメディアコスモス 8:00～ リハーサル・会場準備 9:30～ 開会 (終了12:00)  ( )くすのきcafé 昼間 ぎふメディアコスモス	8(火) 監事会① 13:00 県P事務局  25(金)～26(土) 第80回日P東陸ブロック研究大会愛知大会 日本特殊陶業市民会館
11		( )対市要望活動(総務部会) ・教育長9:00 議長10:00 市長11:00	  ( )くすのきcafé 夜間 ぎふメディアコスモス	6(水) 審査会④ 10:00 県P役員理事会⑤ 13:30 役員選考委員会 16:00 オンライン会議  9(土) 第69回岐阜県PTAフォーラム 可茂地区大会 可児市文化創造センター ※日P表彰式 (東京)
12	※令和7年度用手引き原稿執筆依頼 (市P連会長、部会長、ブロック長) 13(金) 第5回役員・理事会 19:00～ 岐阜市役所6-3会議室 ・市P連の次年度の組織・事業について		( )くすのきcafé 昼間 ぎふメディアコスモス	17日(火) 表彰選考委員会 14:30 校長会館
1	29(水) 第6回役員・理事会 19:00～ 岐阜市役所6-3会議室 ・事業報告、反省、引継ぎ事項 ・新役員等選考日程、手続き ・広報紙コンクール審査会	1月中旬～下旬 3部会 LINE等で ・今年度反省・引継ぎ事項の確認	( )くすのきcafé 夜間 ぎふメディアコスモス	17(金) 役員選考委員会 12:05 県P役員理事会⑥ 12:45～ 審査会⑤ 16:30 場所未定  *県P基金活動 書き損じはがき等の収集活動
2	7(金) 第4回評議員会 19:00～ 岐阜市役所6-1大会議室 ・事業報告、反省、引継ぎ事項 ・次年度の市P連活動の変更点  27(木) 新役員選考委員会 19:00～ 岐阜市役所6-3会議室		( )くすのきcafé 昼間 ぎふメディアコスモス	5(水) 県P常置委員会④ 10:00 県P評議員会③ 12:50 瑞穂市総合センター  12(水) 郡市P担当者会② 13:15 オンライン会議  ( ) 岐阜地区PTA連絡協議会② 各務原市
3	6(木) 新役員打合せ会 19:00～ 岐阜市役所6-3会議室  19(水) 特別評議員会 19:00～ 岐阜市役所6-1大会議室 ・新役員の承認 ・令和6年度の主な活動について ・年度当初の事務手続き		( )くすのきcafé 夜間 ぎふメディアコスモス	11(火) 審査会⑥ 10:00 県P役員理事会⑦ 13:30～ 役員選考委員会 16:00 瑞穂市総合センター

# 「岐阜市PTAフォーラム」等の開催について〔R6年度用〕

## 1 岐阜市PTAフォーラム

(1) 令和6年度より、「岐阜市PTAフォーラム」を開催します

○昨年度（令和5年度）は、11月25日（土）に、「岐阜市PTA大会」と「岐阜市PTA実践発表会」を同日に開催しましたが、令和6年度は、名称を「岐阜市PTAフォーラム」に改ため、従来の市P大会、実践発表の趣旨を活かしつつ、実施方法や内容等を改善して開催をします。

(2) 会の概要（案）

○開催日（予定）

〔開催日〕 令和6年10月11日（金） 9時30分開会（終了12時00分頃）

〔会場〕 ぎふメディアコスモス 「みんなのホール」

【第1部】式典（表彰、来賓挨拶）

①岐阜市PTA連合会表彰（表彰状の授与）

- ・昨年度の県Pフォーラムでの発表校と市P連実践発表校に対して、実践の成果が顕著な単位PTAについて表彰します。
- ・昨年度の市P連広報紙コンクール審査会で入賞した単位PTA広報紙を表彰します。
- ・前年度、岐阜市PTAの振興発展に貢献した個人または単位PTAを表彰します。

②来賓挨拶

【第2部】実践発表（単位PTAによる取組紹介）

- ・岐阜市PTA連合会が主催する単位PTA活動実践の発表会です。これまで、持ち回りで市内の3校の単位PTAより発表をいただき、それぞれのPTA活動を交流することで、お互いにPTA活動に対する意識を高め合うという趣旨で開催していましたが、令和6年度からは、従来の輪番制ではなく、自薦・他薦で発表校を決めた発表校PTAに、実践発表をしていただきます。
- ・発表の形態は、口頭のみでの発表、舞台でのプレゼン、動画発表、オンライン発表など各単位PTAの事情に応じた負担感のない方法で発表をしてもらいます。

【第3部】パネルディスカッション

- ・テーマについては、評議員会等で募集して決めます。
- ・登壇者は自薦・他薦で、登壇者の数はテーマに応じて決めていきます。

## 2 岐阜県PTA連合会の研究委嘱校（発表校）について

(1) 県の研究委嘱期間は2年間です。委嘱されたPTAは2年目に、県Pフォーラムで成果を発表していただきます。

- ・研究委嘱は、自校や地域のPTAを見直す契機としたり、研究成果を他PTAに広め、活動を深めていったりする役割があります。

(2) 県の研究委嘱校は、岐阜市はこれまでローテーションの約束によって、該当するブロック内の単位PTAにお願いをしていくことになっていますが、自薦のPTAさんがあればお知らせください。

- ・研究委嘱校の順番（発表の年の前年に県P連から委嘱されます。）

第1ブロック⇒第5ブロック⇒第3ブロック⇒第2ブロック⇒第4ブロックの順番

	R6年度	R7年度	R8年度
	2024	2025	2026
県発表校	3 明郷小	2 ( 小)	4 ( 中)

### 3 プレゼンの資料等に音楽や映像を入れる場合に留意していただきたいこと

- (1) 発表会用のプレゼン資料を作成する場合、著作権に関わる問題が生じることがあります
- ①画像や映像は、自己撮影を基本にし、著作権に違反しないものを使用してください。
  - ②BGMを使用する際は、著作権フリーのものを使用してください。市販CDやネット上からパワーポイントなどに取り込む必要がある時は、関係機関に問い合わせる著作権に関わる手続きが必要になりますので、ご注意ください。
- (2) 著作権に関わる場合の発表資料を作成する上での留意事項
- ・プレゼン資料の作成等で留意していただきたいことは、次のようなことです。

#### 【発表校に対して、市P連よりお願いしてきている著作権に関わる確認事項】

- ・画像や映像は、著作権に違反しないものとします。(自己撮影か、著作権者に許諾を得てください。)
- ・BGMは、著作権に違反しないものとします。(著作権フリーのBGMか著作権者に許諾を得る必要があります。)

□著作権保護期間中の楽曲を、パワーポイントなどに取り込んで場面構成をしたいという場合、市販CDやインターネット上からダウンロードしてからの利用は、楽曲の「複製」にあたります。著作権者の許諾を得ていただく必要があります。パワーポイントに楽曲を取り込む単位PTAで、直接、関係機関に問い合わせる著作権に関する手続きをとってください。

□市販CDなどの既成音源をパワーポイントなどに「複製」する場合は、レコード会社への音源の手続き(著作権隣接権…レコード会社や実演家の権利)と、JASRAC等への楽曲の手続き(著作権: 作詞・作曲家の権利)が別々に必要となります。(ただし、楽曲使用の事前許諾は不可の可能性が高く、もし許諾を得たとしても使用料はとて高額になりますので、ご注意ください。)

➡音源利用許諾窓口一覧(日本レコード協会)

➡楽曲の複製権(著作権: JASRAC等への手続き)

著作権管理会社:「JASRAC」、「NexTone」などがありますので、製作者が直接問い合わせる所定の手続きを取ってください。

□学校の運動会などで、例えば、流行の楽曲に合わせて子どもたちがダンスなどを踊っている様子を家庭用ビデオで撮影された時点で、撮影された映像に入っている音源は、「複製」されたものとなります。ただ、ご家庭で運動会の思い出として楽しめることについては、私的使用のための複製として問題はありません。しかし、SNS(YouTube等)に投稿したり、PTAの会合で画像を流したり、PTAのお疲れ様会などで、その映像を流したりする場合は、「複製」に該当することになります。もし、市P連の実践発表会やPTAの会合などで、子どもたちの活動の様子を紹介したい場合は、音源を消して画像だけ流すか、別の音源(差し替える音源によっては新たな手続きが必要となりますので注意)に差し替える必要があります。

【参考】パワーポイント収録楽曲や市販CDを長良川国際会議場などのホール等で再生(上映・演奏)する場合、次の要件を満たしていれば、手続きなく楽曲を再生利用できます。

〔著作権法(第38条第1項)〕

- ①営利性がない。
- ②入場料など聴衆から対価を徴収しない。
- ③出演者等に報酬が支払われない。

したがって、この要件を満たしているPTA実践発表会の会場では、手続きをとった楽曲を収録したパワーポイントを再生したり、市販のCD楽曲をBGMとしてホール内で流したりすることはできます。

□実践発表会の会場で再生されるパワーポイントに取り込んだ楽曲の部分、ビデオ録画することは、個人的に学習をするという目的のためであれば製作者の許可があればいいのですが、今後のPTA活動のためにPTAを代表して、楽曲の入っている部分を録画し、後日、その映像を流して研修するということになると、私的使用のための複製には該当しないため手続きが必要となります。パワーポイントを製作する時点で手続きを取られていても、実践発表会場での個人使用の目的以外の楽曲のビデオ録画は、新たな「複製」行為にあたるので、「著作権」および「著作権隣接権」の2つの手続きが必要となってきますので、ご注意ください。





岐阜市PTA連合会

# 令和5年度のおもな活動の記録





# 1年を振り返って

岐阜市 PTA 連合会

会長 岩田 好弘



早春の候、皆様におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。  
平素は、岐阜市 PTA 連合会の活動に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年度は、5月から新型コロナの5類移行に伴い、長かった行動制限が解除され、各学校におかれましても PTA 活動が再開し、多様性が求められる時代にあった PTA 活動へ変化したところが多かったと思います。

岐阜市 PTA 連合会も4月のスタートから、岐阜市内全ての小中学校 PTA が『子どもたちのため』の盛んな活動・行動ができるよう、力強く下支えする組織を目指し、現実問題と向き合い、連合会の存在意義を高め、時代に即した活動へと見直しを進めて参りました。

## ■2023年度 変更内容■

### ① 脱退を希望する学校への対応

市P連の規約に退会方法を記載。退会は各 PTA の総会等で会員の合意を得たものに限り退会受理。

### ② 子育て委員について

2024年度から岐阜市 PTA 連合会の活動において子育て委員を廃止。

### ③ 実践発表（大会）について

2024年度から『PTAフォーラム』へ。実践発表2校。パネルディスカッション計画。（共に自薦他薦）

### ④ デジタル化推進

ホームページ（ドメイン）の開設。オンライン会議の整備と導入。

### ⑤ 協力金について

2022年度は全児童・生徒数×分担金、2023年度は PTA 会員の児童・生徒数×分担金へ見直し。

### ⑥ 市P連の事業継続について

子育て委員廃止に並行して事業の外部委託を2024年度開始。交流会を『くすのき Cafe』に委託。

### ⑦ 新しい取り組みに挑戦

『ランドセル海外寄付プロジェクト』実施。好評で連合会として外部委託も含め継続を検討。

『部活動地域移行説明会』実施。親の悩みをキャッチアップし連合会で出来る事を直ぐに企画実施。

上記の活動は、役員をはじめ、総務部会、事業部会、教育部会、子育て部会の協力と評議員会にて評議員の皆様にご承認いただき、無事進めることができました。本当にありがとうございました。

会長としてどれだけ皆様のお役に立てたかわかりませんが、私にとっては大変貴重な経験でした。様々な場面でご協力いただきました皆様に、重ねて心より御礼申し上げます。

今後も岐阜市内全ての小中学校 PTA と岐阜市 PTA 連合会が益々発展していくことを祈念しております。

1年間、ありがとうございました。

令和5年度岐阜市PTA連合会  
役員・顧問・監事・理事

	役職名	所属PTA	氏名	備考	単P役職
1	会長	梅林中学校	岩田 好弘	いわた よしひろ	顧問
2	顧問(県P委嘱会計)	精華中学校	吉田 大輔	よしだ だいすけ	顧問
3	副会長(総務部会長)	島中学校	中川 貴雅	なかがわ たかまさ	顧問
4	副会長(事業部会長)	藍川東中学校	榎 秀亨	えのき ひできよ	顧問
5	副会長(教育部会長)	青山中学校	井藤 毅	いふじ つよし	会長
6	副会長(子育て部会長) (県P派遣子育て委員)	三里小学校	辻 理恵	つじ りえ	会計監査
7	副会長(県P派遣評議員)	常磐小学校	大脇 祐介	おおわき ゆうすけ	顧問
8	副会長(県P委嘱書記)	加納中学校	藤田 直也	ふじた なおや	会長
9	副会長	華陽小学校	畑佐 真澄	はたさ ますみ	顧問
10	副会長(渉外)	合渡小学校	松井 文徳	まつい ふみのり	顧問
11	特別委員長	三輪北小学校	土田 伸也	つちだ しんや	顧問
12	書記	岐阜西中学校	邨瀬 永慈	むらせ えいじ	会長
13	書記	長森東小学校	木村 昌義	きむら まさよし	顧問
14	会計	厚見学園	渡辺 貴郎	わたなべ よしろう	会長
15	会計	白山小学校	安達 紀貴	あだち のりたか	会長
16	監事	長森中学校	野平英一郎	のひら えいいちろう	顧問
17	監事	徹明さくら小学校	内藤 彰俊	ないとう あきとし	顧問
18	監事(中学校教頭会)	藍川東中学校	宮川 二郎	みやがわ じろう	市中学校教頭会長
19	理事(第1ブロック長)	長良中学校	藤井 哲行	ふじい てつゆき	会長
20	理事(第2ブロック長)	木田小学校	原 康貴	はら やすたか	会長
21	理事(第3ブロック長)	鏡島小学校	立原 慶一	たちばら けいいち	会長
22	理事(第4ブロック長)	茜部小学校	栃井 勇太	とちい ゆうた	会長
23	理事(第5ブロック長)	長森中学校	奥村 吉弘	おくむら よしひろ	相談役
24	相談役(小学校長会)	網代小学校	奥田 明夫	おくだ あきお	市小学校長会副会長
25	相談役(中学校長会)	三輪中学校	鷺見 紀子	すみ のりこ	市中学校長会長

事務局	〒500-8701 岐阜市司町40-1 (市役所18階) 岐阜市教育委員会 社会・青少年教育課内 木下 康 ・ 藤井 美智子	TEL/ FAX 058-214-2537 E-mail ptarg01@wing.ocn.ne.jp
-----	---	--

令和5年度岐阜市PTA連合会  
単位PTA会長（評議員）

No	所属PTA	氏名	No	所属PTA	氏名
1-1	長良中学校	藤井 哲行	3-6	本荘小学校	加藤 奨平
2	長良西小学校	石原 明	7	梅林中学校	棚橋 一将(岩田 好弘)
3	東長良中学校	右高 英一	8	白山小学校	安達 紀貴
4	長良小学校	白木 将博	9	梅林小学校	(長尾 靖博)
5	長良東小学校	長尾健太郎	10	華陽小学校	(畑佐 真澄)
6	青山中学校	井藤 毅	11	精華中学校	酒井 英昭
7	常磐小学校	佐藤 尚子	12	市橋小学校	平野 浩之
8	鷺山小学校	福城 学	13	鏡島小学校	立原 慶一
9	岩野田中学校	加納 栄太	14	草潤中学校	
10	岩野田小学校	杉山 利幸	4-1	加納中学校	藤田 直也
11	岩野田北小学校	渡邊 靖洋	2	加納小学校	常田 竜太郎
12	三輪中学校	吉村 和也	3	茜部小学校	柄井 勇太
13	三輪南小学校	箕輪 哲也	4	陽南中学校	石川宗一郎
14	三輪北小学校	鈴木 大介	5	加納西小学校	役田 梓
2-1	島中学校	今井 盛樹	6	三里小学校	猿渡真里恵
2	島小学校	木村 幸一	7	境川中学校	川田 芳典
3	木田小学校	原 康貴	8	且格小学校	野末 雄太
4	城西小学校	栗本 寿	9	鶉小学校	澄川 寿之
5	岐阜清流中学校	水口 俊介	10	柳津小学校	山田 雄介
6	則武小学校	杉山新太郎	11	厚見学園	渡辺 貴郎
7	早田小学校	伊藤 宏幸	12	岐阜大学附属学校	中嶋 保仁
8	岐北中学校	豊吉 祐樹	5-1	長森中学校	稲葉秀二郎
9	方県小学校	横山 大介	2	日野小学校	宮部 裕司
10	黒野小学校	島部 貴文	3	長森北小学校	阿部 雅史
11	西郷小学校	高島 茂雄	4	長森西小学校	木下 貴広
12	網代小学校	早川 幸信	5	長森東小学校	櫻木 重宏(木村 昌義)
13	岐阜西中学校	邨瀬 永慈	6	長森南中学校	浅野 哲弘
14	七郷小学校	山田龍之介	7	長森南小学校	堀 智裕
15	合渡小学校	小辻 宏樹	8	藍川中学校	成田 由和
16	岐阜特別支援学校	大谷美貴子	9	岩小学校	武藤 弘憲
3-1	岐阜中央中学校	所 寿弥	10	芥見小学校	奥山 慎司
2	岐阜小学校	船戸健太郎	11	藍川北中学校	東野 菜緒
3	明郷小学校	幅 邦彰(田中 薫)	12	藍川小学校	鳥井 智世
4	本荘中学校	渡邊 雄介	13	藍川東中学校	永田 洋介
5	徹明さくら小学校	加藤 貴敏(内藤 彰俊)	14	芥見東小学校	大熊 勉

令和5年度岐阜市PTA連合会  
単位PTA子育て委員

No	所属PTA	氏名	No	所属PTA	氏名
1-1	長良中学校	藤井 哲行※	3-6	本荘小学校	市川久美子
2	長良西小学校	石原 明※	7	梅林中学校	藤原 美香
3	東長良中学校	坂本 晃代	8	白山小学校	納 晶子
4	長良小学校	村瀬 純子	9	梅林小学校	長尾 靖博※
5	長良東小学校	長屋 光征	10	華陽小学校	屋比久寿子
6	青山中学校	高井 諭美	11	精華中学校	上松 恵子
7	常磐小学校	柚木 理恵	12	市橋小学校	中野由希子
8	鷺山小学校	吉川 光恵	13	鏡島小学校	渡邊 真奈
9	岩野田中学校	大西 依美	14	草潤中学校	
10	岩野田小学校	山下 綾	4-1	加納中学校	堀江こずえ
11	岩野田北小学校	渡邊 靖洋※	2	加納小学校	大脇亜希子
12	三輪中学校	吉村 和也※	3	茜部小学校	大江小夜香
13	三輪南小学校	箕輪 哲也※	4	陽南中学校	切田 智子
14	三輪北小学校	土田 伸也※	5	加納西小学校	伊藤 菜美
2-1	島中学校	小森 直樹	6	三里小学校	國島美樹子
2	島小学校	種田 真希	7	境川中学校	佐藤多美子
3	木田小学校	金城 のあ	8	且格小学校	早瀬 樹里
4	城西小学校	飛里 裕子	9	鶉小学校	岡田 真希
5	岐阜清流中学校	栗本 聖士	10	柳津小学校	廣瀬 容子
6	則武小学校	伊藤あゆみ	11	厚見学園	秋田 統香
7	早田小学校	川口 花子	12	岐阜大学附属学校	小酒井ひとみ
8	岐北中学校	糠塚 裕子	5-1	長森中学校	水谷 佳枝
9	方県小学校	大野 真優	2	日野小学校	酒井 千晃
10	黒野小学校	吉廣 尚里	3	長森北小学校	井戸田玲奈
11	西郷小学校	香村由布紀	4	長森西小学校	平工衣美子
12	網代小学校	高井美貴子	5	長森東小学校	澤田さやか
13	岐阜西中学校	邨瀬 永慈※	6	長森南中学校	小川 恵
14	七郷小学校	山田龍之介※	7	長森南小学校	橋本 弘子
15	合渡小学校	八賀えりか	8	藍川中学校	福田 由姫
16	岐阜特別支援学校	菊池 雅子	9	岩小学校	後藤 真紀
3-1	岐阜中央中学校	勝村 由梨	10	芥見小学校	奥田 香織
2	岐阜小学校	小林さとみ	11	藍川北中学校	吉村由香里
3	明郷小学校	ジェンキンス優江	12	藍川小学校	後藤 麻里
4	本荘中学校	吉川佐登里	13	藍川東中学校	吉見 裕子
5	徹明さくら小学校	加藤 貴敏※	14	芥見東小学校	中西やよい

※PTA代表者

# 令和5年度 岐阜市PTA連合会 運営方針・活動目標・スローガン

## 1 運営方針

### ○それぞれのPTA

わたしたち、岐阜市で子どもを育てる保護者とその子どもたちを通わせる学校の教職員は、よりよい教育環境をつくるために、互いに協力し合い、主体的に情報を共有し解決すべき課題に取り組むために、学校ごとにPTAを組織します。

### ○岐阜市のみんなのPTA

岐阜市内すべてのPTAは任意の団体であって、その目的と目的を達成するための活動内容が、正しく丁寧に説明された結果、ひとりでも多くの保護者と教職員の協力を集め、無理なく楽しんで参加できる、持続可能な活動であるよう、岐阜市PTA連合会は努力し続けます。

## 2 活動目標

○岐阜市PTA連合会は、岐阜市の小・中学校に通うすべての子どもたちを活動対象とできるよう、学校ごとのPTA活動を支援します。

○岐阜市PTA連合会は、岐阜市や岐阜市教育委員会と協力し、岐阜市の公教育について正しく学び、知識を共有します。

### ◆スローガン◆

もっと話そう、わたしたち岐阜市のPTA

# 令和5年度 岐阜市PTA連合会 事業報告(1)

R06.02.01現在

月	評議員会、役員・理事会、選考委員会	4部会、子育て委員会	市P大会、実践発表会、その他	地区・県・東陸・全国
4	4(火) 役員・理事会① 28(金) 役員・理事会②	14(金) 総務・事業・教育部会① 18(火) 子育て部会①		10(月) 郡市P担当者会① 20(木) 県P常置委員会① 県P評議員会①
5	22(月) 評議員会①	22(月) 総務部会② 22(月) 事業部会② 22(月) 教育部会②		11(木) 県P役員理事会① 県P常置委員会②
6	13(火) 役員・理事会③	19(月) 子育て委員会①		8(木) 第43回県P定期大会 20(火) 県P役員理事会② 28(水) 岐阜地区PTA連絡協議会①
7	10(月) 評議員会②	10(月) 総務部会③ 10(月) 事業部会③ 10(月) 教育部会③ 19(水) 子育て部会②		13(木) 県P役員理事会③
8	21(月) 臨時役員・理事会	2(水) 総務部会④		25(金)・26(土) 日P全国研究大会広島大会
9	4(月) 役員・理事会④ 11(月) 評議員会③ 27(木) 県P連との懇談会	11(月) 総務部会⑤ 11(月) 事業部会④ 11(月) 教育部会④ 21(木) 子育て委員会②	26(火) 対市要望 校長会とのすり合わせ	6(水) 県P役員理事会④ 26(火) 県P常置委員会③・県P評議員会②
10			24(火) 部活動地域移行に関する説明会	21(土) 東陸ブロック研究大会・福井大会
11		20(月) 対市要望(市長・議長・教育長) 29(水) 子育て部会③	15(水) 市P大会・実践発表会会場打ち合わせ 25(土) 市P大会・市P実践発表会	3(金) 県Pフォーラムせき・みの・くじょう 9(木) 県P役員理事会⑤ 24(金) 日P表彰式(東京)
12	13(水) 役員・理事会⑤ *手引き用原稿の執筆依頼	6(水) 子育て委員会③	10(日) ランドセル海外寄付プロジェクト 12月~1月 県P基金 収集活動	*6年度対県要望アンケートの実施 *県P基金活動
1		25(木) 子育て部会④	25(木) 広報紙審査会(子育て部会で実施)	書き損じはがき等の収集活動 12(金) 県P役員理事会⑥
2	1(木) 役員・理事会⑥ 19(月) 評議員会④			5(月) 県P常置委員会④ 県P評議員会③ 7(水) 郡市P担当者会② 27(火) 岐阜地区PTA連絡協議会②
3	1(金) 新年度役員選考委員会 7(木) 新役員打ち合わせ会 21(木) 特別評議員会			12(火) 審査会・県P役員理事会⑦ 役員選考委員会



## 令和5年度 岐阜市PTA連合会 事業報告(2)

### I 役員・理事会

#### 1. 新役員選考委員会

- (1) 日時 令和5年2月28日(火) 13:30~15:30 岐阜市役所  
(2) 内容 役員等選出内規の確認、役員候補者の選出・今後の日程について

#### 2. 新役員・監事・理事打ち合わせ会

- (1) 日時 令和5年3月8日(水) 13:30~15:30 岐阜市役所  
(2) 内容 役員選考過程、結果報告、名簿、事業計画の確認

#### 3. 第1回役員・理事会

- (1) 日時 令和5年4月4日(火) 19:00~21:00 岐阜市役所  
(2) 内容 ①令和4年度収支報告・監査報告  
②令和5年度予算案  
③令和5年度4部会の運営について  
④令和5年度市P大会・市P実践発表会の開催について

#### 4. 第2回役員・理事会

- (1) 日時 令和5年4月28日(金) 19:00~21:00 明德公民館分室  
(2) 内容 ①令和5年度の運営方針・活動目標について  
②分担金の納入・会費について  
③令和5年度予算案  
④ブロック年間事業計画について  
⑤PTAアンケートについて

#### 5. 第3回役員・理事会

- (1) 日時 令和5年6月13日(火) 19:00~21:00 岐阜市役所  
(2) 内容 ①令和5年度の対市要望について  
②岐阜市PTA大会・岐阜市PTA実践発表会について  
③ランドセル寄付事業について  
④規約、内規の改正について  
⑤市P連業務の改革について

#### 6. 臨時役員・理事会①

- (1) 日時 令和5年8月21日(月) 19:00~21:00 岐阜市役所  
(2) 内容 ①来年度の市P大会・実践発表会について  
②来年度の市P連組織についての検討

#### 7. 第4回役員・理事会

- (1) 日時 令和5年9月4日(月) 19:00~21:00 岐阜市役所  
(2) 内容 ①令和5年度の対市要望書の内容確認  
②岐阜市PTA大会・岐阜市PTA実践発表会の運営・準備について  
③市P連の「入退会規定」「単P負担金に関する規定」の整備について  
④市P連交流会の外部委託について

#### 8. 第5回役員・理事会

- (1) 日時 令和5年12月13日(水) 19:00~21:00 岐阜市役所  
(2) 内容 ①来年度の対市要望について  
②来年度からの開催の「岐阜市PTAフォーラム」について  
③市P連事業の外部委託について

## 9. 第6回役員・理事会

- (1) 日 時 令和6年2月1日(木) 19:00~21:00 明德公民会分室
- (2) 内 容 ①広報紙コンクール審査会等の報告  
②令和5年度事業報告と次年度への引き継ぎ事項  
③来年度の市P連予算について

## II 評議員会

### 1. 特別評議員会

- (1) 日 時 令和5年3月23日(木) 14:00~16:30 ぎふメディアコスモス
- (2) 内 容 第1部〔研修会〕「デジタル・シティズンシップ教育について」  
第2部〔全体会〕  
①令和5年度顧問・役員・理事・監事の承認  
②令和5年度評議員(各単位PTA会長)・4部会員・子育て委員の確認  
③令和5年度運営方針・活動目標・事業計画(案)について  
④PTA活動の手引きをもとにして市P連の組織や事業の概要について説明

### 2. 第1回評議員会

- (1) 日 時 令和5年5月22日(月) 13:30~16:00 岐阜市教育研究所
- (2) 内 容 ①令和5年度運営方針・活動目標について  
②令和4年度収支決算報告  
③岐阜市各単位PTA分担金について  
④令和5年度市P連予算案について  
⑤令和5年度の市P大会について  
⑥令和5年度市P連表彰について  
⑦来年度以降の子育て委員のあり方について

### 3. 第2回評議員会

- (1) 日 時 令和5年7月10日(月) 19:00~21:00 岐阜市役所
- (2) 内 容 ①令和5年度の対市要望について  
②令和5年度の市P大会・市P実践発表会の開催について  
③ランドセル海外寄付プロジェクト事業について  
④部活動地域移行に関する説明会について  
⑤PTAの諸問題について

### 4. 第3回評議員会

- (1) 日 時 令和5年9月11日(月) 19:00~21:00 岐阜市役所
- (2) 内 容 ①対市要望活動(岐阜市長、市議会議長・副議長、教育長への要望)について  
②今年度の岐阜市PTA大会・岐阜市PTA実践発表会の開催要項等について  
③来年度の岐阜市PTA大会および実践発表会のあり方について  
④今年度のPTA広報紙コンクール審査会について

### 5. 第4回評議員会

- (1) 日 時 令和6年2月19日(月) 19:00~21:00 岐阜市役所
- (2) 内 容 ①令和5年度対市要望の報告・市側からの回答について  
②今年度の市P大会・実践発表会、子育て委員会、PTA広報紙コンクール審査会等の報告  
③令和5年度事業報告と次年度への引き継ぎ事項について  
④令和6年度から開催の「岐阜市PTAフォーラム」の持ち方について

### Ⅲ 総務部会

#### 1. 第1回総務部会

- (1) 日 時 令和5年4月14日(金) 19:00～ ぎふメディアコスモス
- (2) 内 容 ①部会組織づくり  
②年間事業計画、引き継ぎ事項の確認  
③令和5年度の市P連表彰について  
④令和5年度の対市要望について

#### 2. 第2回総務部会

- (1) 日 時 令和5年5月22日(月) 評議員会終了後 岐阜市教育研究所
- (2) 内 容 ①対市要望項目について  
②要望書の作成について

#### 3. 第3回総務部会

- (1) 日 時 令和5年7月10日(月) 評議員会終了後 岐阜市役所
- (2) 内 容 ①対市要望の内容検討  
②今後の予定

#### 4. 第4回総務部会

- (1) 日 時 令和5年8月2日(水) 19:00～ 明德公民館分室
- (2) 内 容 ①対市要望原案の検討

#### 5. 第5回総務部会

- (1) 日 時 令和5年9月11日(月) 評議員会終了後 岐阜市役所
- (2) 内 容 要望内容の最終確認

#### 6. 対市要望の内容に関する小中校長会とのすり合わせ

- (1) 日 時 令和5年9月26日(火) 16:00～ 芥見東小学校
- (2) 内 容 小中校長会と市P連の対市要望について内容の確認・すり合わせ

#### 7. 対市要望活動(教育長、市議会議長・副議長、市長)

- (1) 日 時 令和5年11月20日(月) 岐阜市役所  
◇9:00～9:40 教育長 ◇10:00～10:30 議長・副議長  
◇11:00～11:30 市長
- (2) 参加者 市P連会長、総務部会長、総務部会員(計6名)

### Ⅳ 事業部会

#### 1. 第1回事業部会

- (1) 日 時 令和5年4月14日(金) 19:00～ ぎふメディアコスモス
- (2) 内 容 ①部会組織づくり  
②年間事業計画・引き継ぎ事項の確認  
③令和5年度岐阜市PTA大会・岐阜市PTA実践発表会について

#### 2. 第2回事業部会

- (1) 日 時 令和5年5月22日(月) 評議員会終了後 岐阜市教育研究所
- (2) 内 容 ①市P大会 仕事内容と当日の動きの確認  
②今年度の岐阜市PTA大会・岐阜市PTA実践発表会について

- 3. 第43回岐阜県PTA定期大会の会場手伝い** 長良川国際会議場
- (1) 日 時 令和5年6月8日(木) 10:20~
- (2) 内 容 県P定期大会の来賓受付、講師送迎、来賓案内、車誘導の手伝い
- 4. 第3回事業部会**
- (1) 日 時 令和5年7月10日(月) 評議員会終了後 岐阜市役所
- (2) 内 容 ①岐阜市PTA大会・岐阜市PTA実践発表会について  
・発表校の提出文書依頼等について
- 5. 第4回事業部会**
- (1) 日 時 令和5年9月11日(月) 評議員会終了後 岐阜市役所
- (2) 内 容 ①当日の動きの確認  
②諸係の確認
- 6. 市P大会・実践発表会会場との事前打ち合わせ**
- (1) 日 時 令和5年11月15日(水) 14:00~ 長良川国際会議場
- (2) 内 容 当日の進行について、長良川国際会議場舞台担当者との打ち合わせ
- 7. 令和5年度岐阜市PTA大会・岐阜市PTA実践発表会** 長良川国際会議場
- (1) 日 時 令和5年11月25日(土)(リハーサル) 9:00~11:00  
(大会開会) 12:30~  
(終了) 16:10
- (2) 内 容 〔第1部〕式典(会長挨拶、市P連表彰、来賓挨拶)  
〔第2部〕実践発表(網代小・精華中・青山中の3校のPTA)  
〔第3部〕記念講演(講師:岐阜市教育長 演題:未来に生きる子どもを育てる)

## V 教育部会

- 1. 第1回教育部会**
- (1) 日 時 令和5年4月14日(金) 19:00~ ぎふメディアコスモス
- (2) 内 容 ①部会組織づくり  
②年間事業計画・引き継ぎ事項の確認
- 2. 第2回教育部会**
- (1) 日 時 令和5年5月22日(月) 評議員会終了後 岐阜市教育研究所
- (2) 内 容 ①「ランドセル海外寄付プロジェクト」について  
②部活動地域移行に向けての現状把握について
- 3. 第3回教育部会**
- (1) 日 時 令和5年7月10日(月) 評議員会終了後 岐阜市役所
- (2) 内 容 ①ランドセル海外寄付プロジェクトの実施要項の作成について  
②部活動地域移行に関するアンケート結果、担当者から話を聞く会について
- 4. 第4回教育部会**
- (1) 日 時 令和5年9月11日(月) 評議員会終了後 岐阜市役所
- (2) 内 容 ①「ランドセル海外寄付プロジェクト」実施までのスケジュール等について  
②「部活動地域移行に関する説明会」の開催について
- 5. 部活動地域移行に関する説明会**
- (1) 日 時 令和5年10月24日(火) 19:00~20:30 ぎふメディアコスモス

- (2) 内 容 ①岐阜市の休日部活動地域移行推進計画に関する説明（担当課より）  
②質疑応答

## 6. ランドセル海外寄付プロジェクト 収集活動

- (1) 各単Pでの案内・収集活動 令和5年10月～11月  
(2) 明德公民館での収集および荷詰め 令和5年12月10日（日） 10:00～15:00  
(3) 受け入れ事業者への輸送 令和5年12月11日（月） 大阪府：NPO 法人セカンドライフ

## Ⅵ 子育て部会

### 1. 第1回子育て部会

- (1) 日 時 令和5年4月18日（火） 10:00～12:00 明德公民館分室  
(2) 内 容 ①部会組織づくり  
②年間事業計画、引き継ぎ事項の確認  
③充て職の分担について

### 2. 第1回子育て委員会

- (1) 日 時 令和5年6月19日（月） 10:00～12:00 岐阜市教育研究所  
(2) 内 容 〔第1部〕全体会 報告・連絡事項など  
〔第2部〕第1回活動交流会（規模別、小中別の小グループで情報交流）

### 3. 第2回子育て部会

- (1) 日 時 令和5年7月19日（水） 10:00～12:00 明德公民館分室  
(2) 内 容 ①ブロック活動交流  
②第1回子育て委員会の振り返り  
③第2回子育て委員会の運営について  
④PTA広報紙交流、審査会について

### 4. 第2回子育て委員会

- (1) 日 時 令和5年9月21日（木） 10:00～12:00 岐阜市教育研究所  
(2) 内 容 〔第1部〕研修会 講師：NPO法人日本ウーマンプロジェクト理事長 毛利理恵 様  
演題：「子育てで大切なこと」  
〔第2部〕全体会 報告・連絡事項など

### 5. 第3回子育て部会

- (1) 日 時 令和5年11月29日（水） 10:00～12:00 明德公民館分室  
(2) 内 容 ①令和5年度岐阜市PTA広報紙コンクール審査会について  
②市PTA・県PTA連合会表彰について  
③第3回子育て委員会の運営について

### 6. 第3回子育て委員会

- (1) 日 時 令和5年12月6日（水） 10:00～12:00 岐阜市教育研究所  
(2) 内 容 〔第1部〕全体会 報告・諸連絡  
〔第2部〕第2回活動交流会（規模別、小中別の小グループで情報交流）

### 7. 第4回子育て部会

- (1) 日 時 令和6年1月25日（木） 10:00～12:00 明德公民館分室  
(2) 内 容 〔第1部〕部会 ・今年度の反省、次年度への要望事項  
〔第2部〕広報紙コンクール審査会

# 令和5年度 対市要望活動の記録

主管：総務部会

11月20日(月)、子どもたちの教育に関わっての保護者の皆様のご要望やご意見をまとめて、岐阜市PTA連合会会長から岐阜市長・岐阜市議会議長・岐阜市教育長に要望書を手渡しました。

担当の総務部会からは、中川貴雅部会長、横山大介さん、石川宗一郎さん、田中薫さん、大熊勉さんの5名が出席し、次の6つの項目について要望してきました。

## 1. 今年度の岐阜市PTA連合会からの対市要望（要望の項目のみ掲載）

### 〔要望1〕「不登校」および「いじめ」問題に関する要望

#### （1）「不登校」に関する要望

- ① SNSなどを活用した相談ツールでの案内（児童生徒、保護者の視点でイメージが具体的にわき、「気軽に相談してみようかな」と思える情報内容の発信）
- ② フリースクールと在籍校の連携強化、相互理解の向上が図れる仕組み
- ③ 不登校の児童生徒に対して学校の転校など、環境が柔軟に変えられる体制の構築

#### （2）「いじめ」問題に関する要望

- ① 教職員への情報教育（ネット等を通じたいじめを含む）の指導力向上（教職員研修の充実）
- ② 学校の規模によって教職員が児童生徒への対応が遅れたりすることがないように組織体制の構築
- ③ いじめに対して学校の転校など、環境が柔軟に変えられる体制の構築

### 〔要望2〕登下校時の安全確保、学校の安全・防犯対策や施設に関する要望

- ① 通学路の安全点検、防護柵の設置、カラー歩道・自転車道の整備等、登下校時の子どもの事故ゼロへ向けた対策実施の継続
- ② 交通ルールやマナー、自転車条例など学ぶ機会を広げるべく、警察と協力した子どもおよびドライバーに対する教育の実施
- ③ 学校施設の安全点検および避難所設備の点検の計画的な実施
- ④ 小中一貫校（義務教育学校）の設置に伴う学校施設・設備の改修および市内の老朽化した学校施設・設備（トイレの臭い、雨漏り、防球ネット等）について、修繕や改修等の速やかな実施

### 〔要望3〕モバイル端末を活用したICT教育の向上について

- ① モバイル端末やインターネットを利用した授業の学力向上における効果の検証と、授業内容のさらなる改善
- ② ICT機器を活用するための高速通信回線の整備と、タブレットの充電と保管が行える設備の設置
- ③ 教員のICTスキル向上のための研修や、トラブルに対するサポート体制の整備

### 〔要望4〕中学校部活動のスムーズな地域移行に向けて

- ① 社会人指導者の増員
- ② 社会人指導者の謝金の増額
- ③ 岐阜市休日部活動地域移行推進計画にある岐阜市立中学校における部活動の地域移行に関する懇談会を来年度も継続して開催し、地域クラブ活動における課題解決策等についての意見交換および要望の確認

〔要望5〕 地元の小中学校に入学を希望する病気や障がいのある児童生徒への環境整備

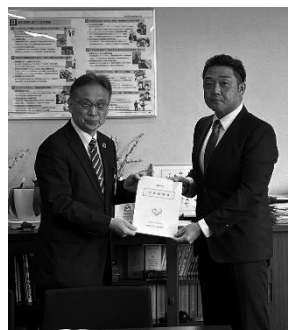
- ①地元小中学校への入学を希望しながら不安を抱えている児童生徒や保護者の希望の把握、対応できる態勢整備
- ②肢体不自由および知的発達面でケアを要する児童生徒への一層の配慮
- ③医療的ケアを必要とする児童生徒のため、個別ケアを行うことのできる支援員の確実な配置
- ④「インクルーシブ教育」、「ダイバーシティ教育」の教育プログラムを具体化

〔要望6〕 子どもの水難事故防止について

- ①水難事故防止への新たな啓発活動（児童生徒および保護者へ）
- ②子どもたちへの実践も含めた指導

2. 今年度の対市要望時の様子

(1) 教育委員会へ要望（水川和彦教育長） 9時～9時40分



(2) 岐阜市議会へ要望（石井浩二議長、江崎洋子副議長） 10時～10時30分



(3) 岐阜市長へ要望（柴橋正直市長） 11時～11時30分



令和5年度

## 第64回岐阜市PTA大会・第56回岐阜市PTA実践発表会の記録

日 時：令和5年11月25日(土)

場 所：長良川国際会議場

メインホール「さらさ〜ら」

令和5年11月25日(土)12時30分より長良川国際会議場メインホール「さらさ〜ら」において、令和5年度 第64回岐阜市PTA大会・第56回岐阜市PTA実践発表会が開催されました。

昨年度までは、5月の平日に「岐阜市PTA大会」を、11月の平日に「岐阜市PTA実践発表会」を開催してきましたが、今年度は、この2つの会を11月の土曜日に3部構成で同日開催しました。市内の小中学校PTAから会員の方、約260名の方に会場に足を運んでいただき、岐阜市の子どもたちの教育のためのPTA活動に取り組むよう決意するとともに、市内3校の学校のPTAにPTA活動の実践を発表してもらい、学び合いました。

第1部の式典では、長年にわたりPTA活動にご尽力いただいた方や実践発表をされた団体、広報紙コンクールで入賞されたPTAに対して表彰を行いました。また、来賓として、柴橋岐阜市長、水川岐阜市教育長にご出席していただきました。

第2部の実践発表会では、今年度は、網代小学校PTA、精華中学校PTA、青山中学校PTAに、各単位PTA活動の実践について発表していただき、今後のPTA活動のあり方などを考えることができました。

第3部の記念講演は、昨年度に引き続き、水川和彦岐阜市教育長を講師にお招きして、「未来に生きる子どもを育てる」という演題で講演をしていただきました。これからの岐阜市の教育の方向について知ることができました。これからの教育、子育てに関する話題の中に、先生の教え子たちの心の声を紹介して下さるなど、心打たれる話が織り込まれており、たいへん多くのことを学ばせていただくことができました。

○総合司会：(副会長) 辻 理恵・(書記) 木村昌義



### 〔第1部〕「式典」

- 1 開会の言葉 (事業部会長) 榎 秀亨
- 2 会長挨拶 岩田好弘
- 3 表彰

#### (1) 団体表彰

- ①令和4年度岐阜県PTA研究大会発表校

岩野田中学校PTA

- ②令和4年度岐阜市PTA実践発表校

西郷小学校PTA・華陽小学校PTA・陽南中学校PTA

- ③岐阜市PTA広報紙コンクール入選PTA

長良中学校PTA・長良東小学校PTA・三輪北小学校PTA・島小学校PTA

岐阜清流中学校PTA・岐北中学校PTA・本荘中学校PTA・徹明さくら小学校PTA

本荘小学校PTA・白山小学校PTA・精華中学校PTA・市橋小学校PTA

加納小学校PTA・茜部小学校PTA・陽南中学校PTA・三里小学校PTA

鶉小学校PTA・柳津小学校PTA・岐大附属小中学校PTA・長森中学校PTA

日野小学校PTA・長森北小学校PTA・長森西小学校PTA・長森東小学校PTA

芥見東小学校PTA





(2) 個人表彰

85名

〔代表者〕 御宿英明 様 (長森南中PTA)・毛利理恵 様 (本荘中PTA)



4 来賓祝辞

・岐阜市長 柴橋正直 様



5 来賓紹介

・岐阜市長 柴橋正直 様  
・岐阜市教育長 水川和彦 様

〔第2部〕「実践発表」

1 市P連事業説明 岩田会長



2 実践発表

(1) 網代小学校PTA

《テーマ》 小規模校だからこそ、全員で協力し合える 網代小学校



(2) 精華中学校PTA

《テーマ》 親も子も共に学び成長するPTA活動



(3) 青山中学校PTA

《テーマ》 子どもの夢を、学校・家庭・地域で支え、みんなで育つPTA



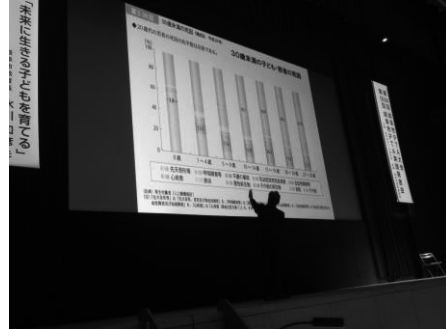
3 講評

- ・小学校の部講評 市P連相談役 網代小学校長 奥田明夫 様
- ・中学校の部講評 市P連相談役 三輪中学校長 鷺見紀子 様



〔第3部〕「記念講演」

- 1 講師紹介（副会長）藤田直也
- 2 講演 ○演題 「未来に生きる子どもを育てる」  
○講師 岐阜市教育長 水川和彦 様



3 お礼の言葉（副会長） 安達紀貴



4 市P連からのお知らせ

5 閉会の言葉（事業部会長）榎 秀亨



## 「小規模校だからこそ全員で協力し合える 網代小学校」



網代小学校 PTA 本部役員

早川 幸信・高井 勇一・高井 正行  
高井 由実・高井 美貴子・三浦 紀子

### ●網代小学校の紹介

1873年に琢玉義校として、円光寺に仮校舎が出来たのが始まりです。

1911年に秋沢に校舎が完成し、1985年に現在の場所に新校舎が完成しました。

当時は、全校児童全員で給食が食べられるランチルームが話題になりました。

網代小学校は岐阜市で一番児童数が少ない小規模校です。

令和5年現在は全校児童数49名です。

### ●網代小学校の特色

昨年から現在の3、4年生が複式学級になり、同じ教室で学習しています。

岐阜市北部の同じく小規模校である

「方県小学校」と「三輪北小学校」の3校で、オンライン授業を行い、共に学習し、様々な意見交換をしています。

5年生の野外学習では、3校の児童たちが実際にファミリーパークに集まり、宿泊研修を行いました。

6年生は「方県小学校」の児童と一緒にバスに乗り、修学旅行も一緒に取り組みます。



### ●地域の方々と連携しながらの活動

毎年、保護者の方や先生方とのプール掃除、地域の交通安全協会の方々との交通安全教室、秋にはJAぎふ「ふれあいプラザ」で収穫祭、冬には家族参観日にPTA本部と6年生、保護者の方々と一緒に豚汁を作り、地域の方、児童のご家族とふれあう機会も作っています。

網代小学校PTAは、地域の方々と共に活動しています。

### ●最後に…

今年度、網代小学校は開校150周年を迎え、昨年の卒業生がデザインした記念の横断幕を作成したり、地域の方々と航空写真撮影や、イベントを実施しました。

このように、網代小学校は児童数が少ないからこそ、先生方、保護者、地域の方々の協力は不可欠です。

今後、もっと児童数が減少し、それに伴い関わる保護者の方の数も減少します。

子供達のため、よりよいPTA活動を展開していくためには、様々な課題を全員で乗り越え、対策を講じながら活動していきたいと思っています。



## 親も子も共に学び成長するPTA活動

岐阜市立精華中学校PTA会長 酒井英昭

副会長 松田征児 山口佑香

### 1. 精華中学校について

1947年(昭22)に設立。2023年度で76年目を迎えました。生徒数683名。「自律・貢献・創造」を学校の教育目標にして～よりよい人生と社会を切り拓くために、状況を理解し、深く考え、行動する～を合言葉に教育活動をしています。

精華中学校校区や近隣には空海が建立したとされる鏡島弘法、県庁、県立図書館、県立美術館・西岐阜駅があり、歴史・文化に触れられると共に、岐阜市の副都心として注目されている地域です。

### 2. PTA活動

主なPTA活動は、リサイクル活動・制服等のリサイクルバザー・保護者に対する高校見学会・年3回の広報紙発行等です。

精華中学校PTAのテーマである「親も子も共に学び成長するPTA」を目指して頑張っています。



### 3. 地域との連携

例年2月第1週目の日曜日、合渡橋東の長良川の河川敷において、鏡島まちづくり協議会主催の「ぎふ鏡島長良川凧あげ大会」



に精華中学校1年生が参加、1年生は総合的な学習の時間の一環として4か月前から「凧あげを楽しむ会」のメンバーに凧の作り方を教えていただき、自分たちの思い思いの凧だこを製作し、伊吹おろしの風が吹くなか、大空に凧だこを上げていました。

このように地域の方々と一緒に活動することにより、地域愛の醸成を図り、将来、精華地域、岐阜市、日本を担う生徒を育てていきたいと考えています。

### 4. ボランティア活動

コロナ禍において地域行事が無くなりボランティア活動ができない状況が続きましたが、地域の行事が昨年度から復活しつつありますので、地域・青少年育成会議・PTAと連携し、ボランティアを募集し中学生ボランティアの掘り起こしをしています。昨年度はCVS=地域ボランティアスタッフ登録が急増しました。

### 5. PTA活動について

昨今、家庭は大家族から核家族へ、専業主婦から共働きへと家庭環境も変化しております。PTA活動も家庭環境の変化に伴い変化していくのも当然であり、精華中学校PTAも「活動は少なく、効果は絶大」をコンセプトに年10回、夜の7時から開催されていた執行委員会を年間5回に削減し、みんなが負担なく活動しやすいPTAに取り組んでいます。

また、ペーパーレス化にも取り組み、PTA総会資料「両輪」やPTAのお知らせ等は、生徒のタブレットを通じて配信し、役員の印刷する手間を省くことができ、PTA会費の削減にも繋がっています。

### 6. 最後に

コロナ前、コロナ後とPTA活動も大きく変化しております。その中で過去の活動を見直し必要な活動は続け、必要で無い活動は止めることも重要だと考えます。

今後も生徒を中心に保護者、先生と手を取り合い、地域の方々も一緒に参加してPTA活動を実施していきたいと思っております。そして生徒が「SEIKAからSEKAへ」活躍できることを願っております。

# ～子どもの夢を、学校・家庭・地域で支え、みんなが育つPTA～



青山中学校PTA

井藤 毅、吉村 裕香、高井 論美、倉橋 かおり  
山崎 有美、浅野 美帆、山田 千穂、森田 弥生

## 1. 青山中学校の紹介

青山中学校は、昭和50年に開校した青山中学校。現在は423名の生徒が通い、生徒だけでなく、若い力あふれる先生方も共に学び合い、共に成長していく姿を見ることができる学校です。

## 2. 「中学生からのハローワーク」の



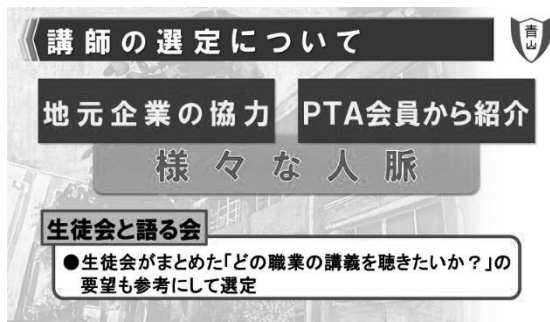
### 概要

#### ①「中学生からのハローワーク」とは

「中学生からのハローワーク」は、キャリア教育の一環として青山中学校の生徒を対象に平成16年度から実施しているもので、仕事をする上での今後の夢や目標、仕事の選び方のポイントなどを「地域で実際に働いている人から直接学ぶ」進路学習です。

#### ②「中学生からのハローワーク」の講師選定

講師は、地元企業の協力やPTA会員から紹介など、あの手この手、人脈をフル活用してお願いしています。お願いする職業は、以前は「生徒会と語る会」で、昼食を取りながら反省や感想を聞きながら生徒会がまとめた、要望も参考にして選定しています。



#### ③講義を受けて生徒からの反応

生徒たちの感想からも「自分の進路を考えるうえで、とても参考となる話を聞くことができる」という声が寄せられ、実際に経験している体験に基づく話は、生徒の心に届きやすいものであると感じております。

#### ④アフターコロナに対応した改革

新型コロナ感染症の広がりにより令和2年度は事業を中止せざるを得ませんでした。行事復活の検討において、ウイルスを学校に持ち込むリスクが大きい行事で「行事を中止する」という考えもありましたが、何が子供たちの為になるのか、子供たちの為に事業は必要なのか話し合い行い考え抜きました。

その結果、とことん新型コロナウイルスへの対策をとろう。対策を取って事業を実施しよう。準備を原因とするクラスターの発生があったら即事業を中止しよう。と取り決め事業準備を進めることになりました。

アフターコロナでの事業も3年目となり、本年度はもう少し地域との繋がりを再認識できるよう「PTA」と「まちづくり協議会」「消防団」「青少年市民会議」の担当者をお呼びして地域を支援する活動を紹介する講座を新たに設けました。コロナ過で地域の絆が希薄になっている昨今、子供たちを通じて絆が少しでも強くなれば良いと考えました。

## 3. あとがきに代えて

生徒たちのために何ができるかを模索し、取り組み始めた「中学生からのハローワーク」は、19回の回数を重ねることができました。回を重ねるたびに見直しが繰り返され、昨年より今年、今年より来年へと生徒たちの身になる事業へと改善を行う、生きたPTA活動となっております。

私たち青山中PTAはPTAだからできること、PTAだからやらなければならないことを模索し、新しい時代を切り開き、生き抜いていく子ども達をPTAとして全力でサポートしていき、共に歩める幸せをかみしめながら、共に成長していきたいと考えています。

## 令和5年度 第56回岐阜市PTA実践発表会 小学校講評

岐阜市PTA連合会相談役

岐阜市立網代小学校長 奥田 明夫

網代小学校PTAの皆さんが発表する年に、岐阜市校長会の副会長として市P連の相談役を担当させていただくことになり、この場で講評するという巡り合わせになりました。よろしくお願いします。

裏話をいきなりお話ししますが、先ほど紹介いただいたプレゼンは、昨夜遅くに完成したホカホカの原稿になります。皆さん、ニュース番組の編集作業のような忙しさで準備されていました。というのも、先週の土曜日には本校創立150周年記念行事が開催され、そのメインイベントの豚汁作りを役員の皆さんが担当していたからです。そして休む間もなく今回の実践発表です。二週続けて本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

先ほど、小規模校だからこそ協力し合えるのが網代小のよさだと発表していただきましたが、今年度本校に赴任して、本当にそのよさを実感しています。プール掃除も、ほとんどの家がお二人そろって参加してくださり、子どもと職員だけでは間に合わない所を助けていただきました。また、子どもがどこに住んでいるのか保護者の皆さんはよくご存じて、どの子にも声をかけ、全員が協力し合って自分の家族のように接してくださっています。そんな皆さんの姿が本校の素敵どころだと思っています。

本校のPTA会員数は36名まで減少し、現在も、ほとんどの方が二年以上の役員を務めています。会長さんは5年間も務めてくださいました。発表の通り、PTA活動の内容の精選が今後の大きな課題だと思います。ここにお集まりの皆さんも同じですが、様々な改革に迫られている



非常に難しい時期にもかかわらず、志をもって役員を受けられたことに心から感謝申し上げます。子どもたちのために努力を惜しまず、子どもたちの安心安全な学校生活作り、地域と子どもをつなぐ取組など、学校を様々な場面で支援していただいている皆さんに対する他の保護者や地域の方からのまなざしは、信頼に満ちたものであることは間違いありません。子どもたちにとって、PTA役員の皆さんはリアルなヒーローだと思います。

見える所見えない所で尽力されている皆さんの姿を手本として、子どもたちには人の役に立つ自分を実感できるように経験をどんどん積みませようと思います。将来的には、皆さんのように地域に愛着や誇りをもって、何らかの形で貢献できる大人になってほしいと願っています。そんな子どもたちを育てることで、PTAの皆さんへの感謝の気持ちを形にしたいと思います。

以上をもちまして、網代小と岐阜市PTA連合会の皆様のご発展を祈念し、講評とさせていただきます。ありがとうございました。



令和5年度 第56回岐阜市PTA実践発表会 中学校講評

岐阜市PTA連合会相談役

岐阜市立三輪中学校長 鷲見 紀子

日頃より、学校の教育活動に対しましてご理解とご支援をいただきありがとうございます。  
精華中学校、青山中学校共に、地域の文化や環境、伝統や歴史をつなぐ役割を果たしておられ、何より、誇りをもって取り組まれているという発表でした。

精華中学校は、地域を挙げて取り組んでこられた論田川清掃や凧揚げ大会を受け継ぐ者を育てる役割を、PTAが中心となって務めておられます。また、PTA会員のニーズを踏まえた学習会等を、工夫して開催されております。PTA会員同士がつながる場があるということは、日ごろの子育ての中で困っていることなどを話す相手が増えるという点でも、みなさんにとって心強いことと思います。今後の新たな展開も計画しておられるとのこと、楽しみにしております。

また、青山中学校ではすでに19年間取り組まれている「中学生のハローワーク」をPTA行事として続けておられることに敬意を表します。コロナ禍で、学校は、職場体験学習自体を見直さなければならなくなりました。いくつかの学校では、また新たなスタートを切る必要があります。学校の教員は地域人材については、あまりネットワークを持っていません。PTAの方々に相談すればよいという盤石な体制があることは、一校長としてもうらやましいことです。

今年度から、岐阜市の小中学校では、「ぎふMIRAI's」という学習が始まりました。これは「地域のことを熱く語る子ども」を育てるものです。しかし、学校は地域のことについて知識が十分ではありません。PTAの方が講師としてはもちろん、情報提供でも助けてくださるとありがたいです。

今、PTAの在り方について、様々な考え方がありますが、学校としては、PTAという組織があることは、心強いことです。また、子ども達は親の姿を見て育ちます。将来あるべき姿を、PTAの方々が見せてくださることが、何よりの進路学習だと思っております。

今後ともPTA活動が益々、発展していかれることを祈念いたしまして、私の講評とさせていただきます。



\*\*\*\*\*



## 令和5年度 ランドセル海外寄付プロジェクトの記録

主管：教育部会

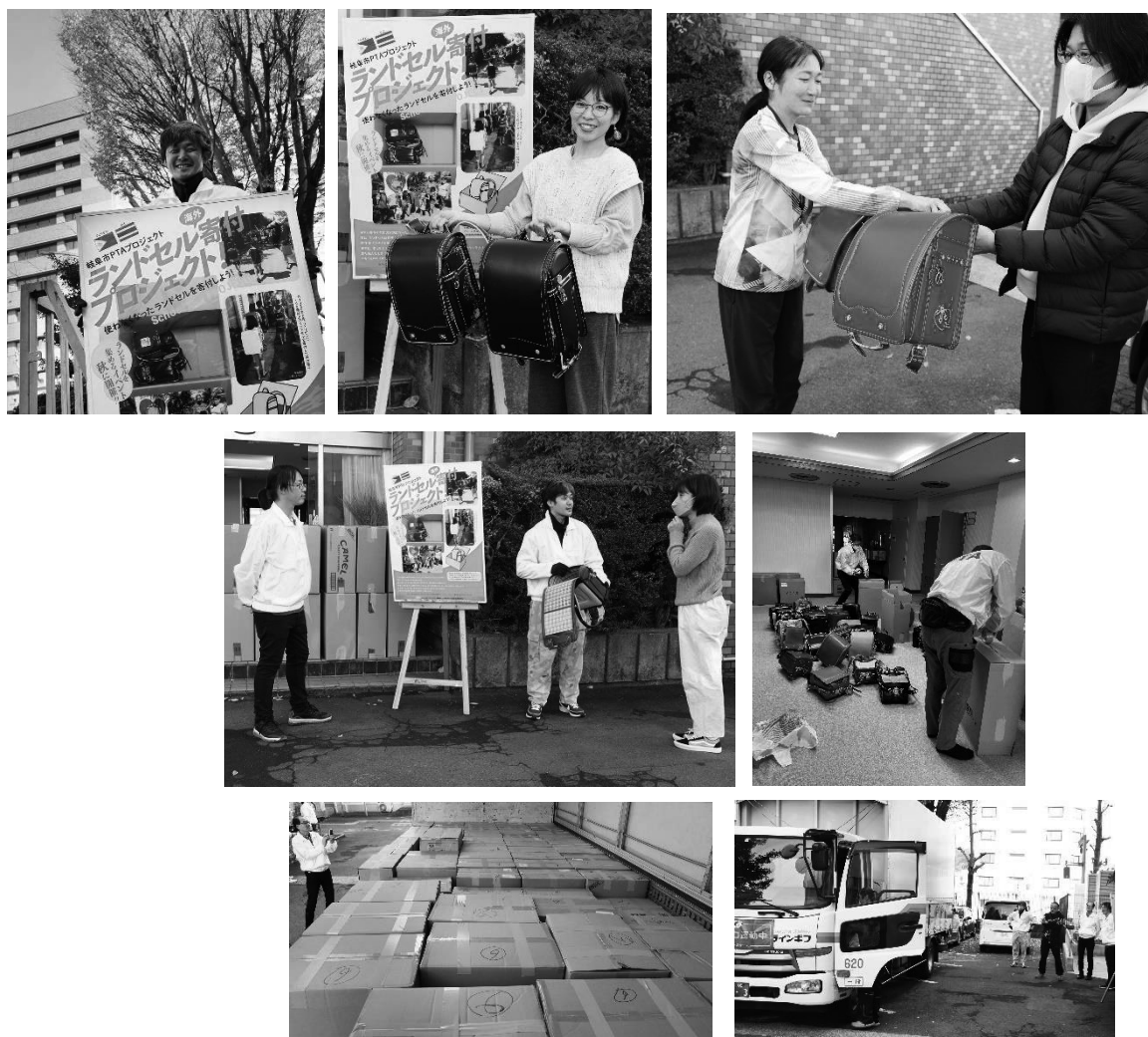
岐阜市PTA連合会教育部会の今年度の新たな取り組みとして、小学校で6年間使用した思い出のランドセルを収集して、東南アジア等のランドセルを必要としている子どもたちに贈るという「ランドセル海外寄付プロジェクト」を行いました。

この事業は、子どもたちの「物を大切にする気持ち」や「もったいない気持ち」を育むとともに、資源の有効・循環利用を推進することを目的として、市内の中学校PTA会員の皆さんに、「使わないけど、捨てられない。」そんな思い出のランドセルを、今まさに必要としている海外の子どもたちのために、皆さんの思いと共に届けたいという願いを込めて、ランドセルの寄付を各单位PTAに呼びかけました。

このランドセルの収集活動を令和5年12月10日（日）に岐阜市の明德公民館で行いました。朝10時の収集開始から、ランドセルを手にした親さんとお子さんが途切れることなく訪れていただき、午後3時の収集終了の時間には、303個ものランドセルが集まりました。

集まったランドセルは、トラックに積み込み、翌11日（月）に、大阪の海外輸送協力企業である「セカンドライフ」へ手渡しました。この後、皆さんの思いが詰まったランドセルは、船便で輸送され、今回は、「フィリピン」の子どもたちに贈られる予定になっています。

寄付していただいたランドセルが現地の子どものために手渡される時の様子は、3、4カ月後になると思いますが、連絡がきましたら紹介させていただきます。たいへん多くの皆様のご支援、ご協力をいただき、本当にありがとうございました。





# 令和5年度子育て委員会の記録

主管：子育て部会

## ○第1回子育て委員会

開催日：令和5年6月19日（月）10時～12時

場 所：岐阜市教育研究所 大会議室

参加者：市内の小中学校PTAから約70名の子育て委員さん



第2部の活動交流会では、

- ①単位PTAの役員決めについて
- ②部活動の地域移行化について（中学校）
- ③広報紙に掲載する写真の扱い方（スマホでの撮影の問題、顔出し等）
- ④PTAの魅力を発信する取組（ネガティブイメージを払拭する魅力ある取組）
- ⑤PTAの会費について

などのテーマを中心に、各校PTAの現状や課題について、小グループに分かれて情報交流を行いました。今回は、小中別、同規模校のグループで話し合いをしたため、大変参考になる情報が多く聞けて良かったという声をいただきました。



## ○第2回子育て委員会

開催日：令和5年9月21日（木）10時～12時

場 所：岐阜市教育研究所 大会議室

参加者：市内の小中学校PTAから約70名の子育て委員さん



第1部の研修会では、昨年度まで市P連副会長、子育て部会長として活躍された、NPO法人 日本ウーマンプロジェクト理事長の毛利理恵様に、「子育てで大切なこと」と題した講演をお願いしました。

「たくさんポジティブな言葉を投げかけましょう」「自己肯定感を育てるには、我が子の良さに目を向けましょう」「子どもの考える力・やる気・行動力を育てるには成功体験を積むことが大事」…など、子育てをしていく上で大切なことをたくさん教えていただきました。



## ○第3回子育て委員会

開催日：令和5年12月6日（水）10時～12時

場 所：岐阜市教育研究所 大会議室

参加者：市内の小中学校PTAから約70名の子育て委員さん

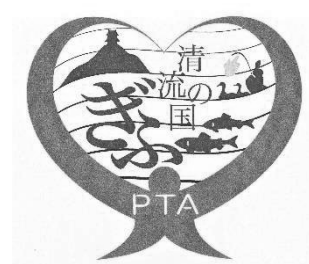
第2部の「PTA活動交流会」は、

- ①ブロック交流と市P連の役割、子育て委員会の廃止における単Pの対応
- ②PTA本部役員を選出について
- ③コロナ禍が明けてからの自校のPTA行事について
- ④ボランティア制の導入について
- ⑤他校PTAの交流の場を今後どうしていきたいか



などのテーマをもとに、各校のPTAの活動の情報や意見を交流しました。

第1回と同様、小中別規模別の小グループに分かれて単Pの情報交流をしたことで、同じような活動をしていたり、似た悩みや不安を感じていたりしている子育て委員さんとの交流ができて、今後の自校のPTA活動を行っていく参考になってとてもよかったとの声を多くいただきました。



岐阜市PTA連合会

規約・内規・規程  
個人情報保護方針及び取扱規則





# 岐阜市PTA連合会 規約

昭和23年	5月	1日	制定	昭和27年	4月	1日	改定	昭和30年	5月	16日	改定
昭和34年	3月	4日	改定	昭和35年	9月	12日	改定	昭和36年	5月	1日	改定
昭和38年	5月	24日	改定	昭和39年	5月	20日	改定	昭和40年	5月	7日	改定
昭和41年	3月	29日	改定	昭和42年	3月	26日	改定	昭和47年	1月	22日	改定
昭和49年	1月	18日	改定	昭和50年	4月	16日	改定	昭和51年	4月	14日	改定
昭和55年	3月	12日	改定	昭和56年	1月	26日	改定	昭和59年	1月	18日	改定
昭和62年	2月	19日	改定	平成元年	2月	23日	改定	平成3年	4月	1日	改定
平成4年	1月	9日	改定	平成6年	5月	13日	改定	平成7年	1月	16日	改定
平成8年	9月	10日	改定	平成9年	1月	27日	改定	平成13年	2月	21日	改定
平成22年	2月	15日	改定	平成23年	2月	15日	改定	平成29年	2月	13日	改定
平成30年	2月	19日	改定	令和2年	4月	1日	改定	令和4年	5月	9日	改定
令和5年	9月	11日	改定								

## (名 称)

第1条 この連合会は、岐阜市PTA連合会（以下「連合会」という。）と称し、事務局を岐阜市教育委員会事務局 社会・青少年教育課内に置く。

## (入 会)

第2条 岐阜市小中学校の各単位PTA（以下「各単位PTA」という。）は、連合会の構成団体になることができる。

- 2 単位PTAは入会届を連合会に提出することによって、連合会の構成団体となる。
- 3 前項の規定による単位PTAからの入会届は、入会を希望する年度の前年度末までに連合会に提出しなければならない。
- 4 単位PTAの連合会への入会は特段の事情がない限り、入会届が提出された年度の翌年度の4月1日とする。
- 5 連合会の構成団体となった単位PTAは、退会届を提出しない限り、連合会の構成団体としての地位を有する。

## (退 会)

第2条の2 連合会の構成団体である単位PTAは、連合会から退会することができる。

- 2 連合会からの退会を希望する単位PTAは、単位PTAの総会で連合会から退会する旨の議決をしたうえで、連合会に退会届を提出しなければならない。
- 3 単位PTAにおいて前項の議決を得るため、総会で連合会からの退会を議題とする場合には、当該単位PTAの会長は会員に対し、連合会から退会することによって得られる利益と不利益の双方を説明するよう努めなければならない。
- 4 第2項の規定による単位PTAからの退会届は、退会を希望する年度の9月末までに連合会に提出しなければならない。
- 5 単位PTAの退会は特段の事情がない限り、退会届が提出された年度の3月31日とする。

## (再入会)

第2条の3 連合会から退会した単位PTAが再び連合会に入会することは妨げられない。

- 2 連合会への再入会を希望する単位PTAは、単位PTAの総会で連合会に入会する旨の議決をしたうえで、連合会に入会届を提出しなければならない。
- 3 第2条第3項及び第4項の規定は、再入会を希望する単位PTAに準用する。

## (目 的)

第3条 連合会は、市内の児童・生徒の健全な育成のために、各単位PTA相互の連絡・協調をはかり、その健全な活動を促進することを目的とする。

## (事 業)

第4条 連合会は、目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) PTA活動目的・事業に関する調査研究、研修会等の開催

(2) 単位PTA相互の情報の交換, 連絡・協議

(3) その他, 連合会の目的達成に必要な事業

(性 格)

第5条 連合会は, 社会教育法第10条に基づく社会教育団体であり, 公の支配に属さず, 特定の政党・宗教に偏らず, 営利を目的とせず, 民主的に運営されるものである。

(会 員)

第5条の2 この会の会員は, 連合会の構成団体となった単位PTAに所属するPTA会員をもって構成する。ただし, 連合会の役員会で承認を受け, 連合会の会長が委嘱した者をPTA準会員とし, 会員と同等とする。

(役員及び理事等)

第6条 本会に, 次の役員・理事等を置く。

(1) 役員 会長 1名, 副会長 8名, 書記 2名, 会計 2名, 委員長 必要に応じて

(2) 相談役 2名 (小学校校長代表1名, 中学校校長代表1名)

(3) 理事 5名 (各ブロック代表1名)

(4) 監事 3名 (内, 小中教頭会代表1名)

(顧 問)

第6条の2 本会に必要なに応じて顧問を置くことができる。顧問は, 前会長及び県PTA役員とする。

(役員・理事会の選任)

第7条 前条にある役員・理事等は, 次により選任する。

(1) 役員及び監事2名は, 評議員会の内規に基づき, 会員の中から選考委員会で選出し, 特別評議員会で決定する。

(2) 相談役は, 小中校長会の代表をもって充てる。

(3) 理事は, 各単位PTA会長・顧問からブロックで選出する。

(4) 監事1名は, 小中教頭会の代表をもって充てる。

(5) 顧問, 委員長は会長が委嘱し, 評議員会で承認を得る。

(役員・理事等の任期)

第8条 第6条第1号から第4号に定める役員・理事等の任期は1年とし, 再任を妨げない。ただし, 任期満了後も後任者が就任するまでは, その責を負うものとする。また, 欠員が生じたときは, 評議員会により補充し, その任期は前任者の残任期間とする。

(役員・理事等の職務)

第9条 役員・理事等の職務は, つぎのとおりとする。

(1) 会長は, 連合会を代表し, 会務を統括し, 会議を招集する。

(2) 副会長は, 会長を補佐し, 会長に事故あるときは, 役員・理事会において予め指名された1名が職務を代行する。

(3) 委員長は, 会務の執行を助け, 委嘱された活動を推進する。

(4) 書記は, 事務を掌理し, 会議を記録する。

(5) 会計は, 会計を掌理する。

(6) 顧問・相談役は, 各種会議に出席し, 指導・助言する。

(7) 理事は, 会務の執行を助け, 当該ブロック活動を推進する。

(8) 監事は, 会務及び会計を監査する。

(評議員及び評議員会)

第10条 評議員は, 各単位PTAの会長及び役員・理事等とする。

2 評議員会は, 評議員で構成し, 本会の最高決議機関とする。

3 評議員会の議決は, 各単位PTAの会長, 役員, 理事等 (ただし小中教頭会代表は除く) で行う。

4 必要に応じ, 内規を設けて, 若干の部会等を置くことができる。

(特別評議員会)

第10条の2 特別評議員会は, 各単位PTAの新年度会長か顧問とブロック選出新年度役員で構成し, 新年度の連合会役員・監事を決定する。

(役員会及び役員・理事会)

- 第 11 条 役員会は、役員で構成し、役員・理事会は、役員、理事等で構成する。
- 2 役員会及び役員・理事会は必要に応じて会長が招集し、連合会の事業を執行する。
  - 3 役員会及び役員・理事会の結果は、次回評議員会へ報告する。

(特別委員会)

- 第 12 条 会長が必要と認めた場合、評議員会の承認を受けて、特別委員会を置くことができる。

(会議及び議決)

- 第 13 条 会議は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、代理人をもって議決案を行使する者及び当該議事につき書面をもって、予め意志を表示した者は、これを出席者とみなす。
- 2 議決は、出席者の2分の1以上の賛同をもって、これを決する。

(経費等)

- 第 14 条 連合会を構成する単位PTAは、毎年度、連合会に負担金を支払わなければならない。
- 2 単位PTAが特別の事情により、年度の途中で連合会を退会した場合、単位PTAは既に支払った負担金の返還を求めることができない。
  - 3 連合会の経費は、単位PTAの負担金、その他をもって、これに充てる。
  - 4 連合会の予算及び決算は、役員会で作成し、評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度及び会計年度)

- 第 15 条 連合会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の改正)

- 第 16 条 本規約の改正は、評議員会の議決によらなければならない。

(内規の設定)

- 第 17 条 連合会の運営上、必要に応じて第 10 条に定める評議員会の承認を受けて、内規を設けることができる。

附 則

- 第 1 条 2023年(令和5年)4月1日の時点で連合会の構成団体となっている単位PTAは、すでに連合会に入会しているものとみなし、改めて入会届を提出する必要はないものとする。

この規約は、令和6年4月1日から実施する。

# 岐阜市PTA連合会 部会運営に関する内規

令和5年5月22日 評議員会承認

## (設置の目的)

第1条 岐阜市PTA連合会(以下「本会」という。)規約(昭和23年5月1日設定。以下「規約」という。)第4条に定めた事業の内容を具体化するための研究,児童及び生徒をめぐる教育環境等について調査等を行うため,評議員会に規約第10条第4項に規定する部会を設置する。

## (構成)

第2条 部会は,総務,事業,教育の3部会で構成する。  
2 総務,事業,教育部会は,各ブロック選出委員と本会の副会長選出委員の11名とする。  
3 各部会のブロック選出委員の数は別表のとおりとする。  
4 各部長は,本会の副会長から選出し,その他は必要に応じて役職を設ける。  
5 各ブロックでは,予め所属する部会を提出する。

## (部会の活動内容)

第3条 各部会における活動内容は,次のとおりとする。

- (1) 総務部会では,
  - ①財務・組織についての研究・検討
  - ②他団体との連携強化
  - ③行政への要望のとりまとめ
- (2) 事業部会では,
  - ①岐阜市PTA大会の企画,運営
  - ②岐阜市PTA実践発表会の企画,運営
  - ③岐阜県PTA,東海北陸PTA等の大会支援
- (3) 教育部会では,
  - ①学校間交流等によるPTA活動の向上
  - ②子どもの教育に関する研究や研修
  - ③教育環境の創造

## (部会の運営等)

第4条 部会運営については,上記部会の目的を基とし,本会の規約に抵触しない限り,部会長の責任において独自の活動を行う。部会内事務についても,必ず部会内で処理する。  
2 部会活動の内容報告は,評議員会で行う。  
3 PTA大会,PTA実践発表会等,本会事業の全体計画及び実施に関しては,役員・理事会が掌握するが,その内容の一部については,部会で計画・実践することができる。  
4 部会における研究成果の本会事業への組み入れ,または組織及び財務等に関する改善の提案は,役員・理事会の承認並びに評議員会の議決を経て実施することができる。  
5 部会は,部会長が招集する。

## 附 則

この内規は,平成5年2月22日から実施する。

- 2 この内規は,平成8年4月1日から実施する。
- 3 この内規は,平成9年4月1日から実施する。
- 4 この内規は,平成10年4月1日から実施する。
- 5 この内規は,平成22年2月15日から実施する。
- 6 この内規は,平成23年2月15日から実施する。
- 7 この内規は,平成30年2月19日から実施する。
- 8 この内規は,令和4年5月9日から実施する。
- 9 この内規は,令和6年4月1日から実施する。



別 表 (人)

ブロック	総務部会	事業部会	教育部会
1	2	2	2
2	2	2	2
3	2	2	2
4	2	2	2
5	2	2	2

## 岐阜市PTA連合会 特別委員会運営に関する内規

平成29年2月13日 評議員会承認

(設置の目的)

第1条 岐阜市PTA連合会(以下「本会」という。)規約(昭和23年5月1日設定。以下「規約」という。)第4条に定めた事業の内容を具体化するための研究,児童及び生徒をめぐる教育環境等について調査等を行うため,評議員会に規約第13条に規定する特別委員会を設置する。

(構成)

第2条 特別委員会は,PTA会員を原則とするが,必要に応じて役員会で承認を得た上で会長が委嘱した者(以下,「PTA準会員」と称す)で構成する。

2 特別委員会は,ブロック選出委員や会長委嘱PTA準会員の10名程度とする。

3 特別委員長は,会長の指名とし,その他は必要に応じて役職を設ける。

4 各ブロックでは,予め特別委員を提出する。

(特別委員会の活動内容)

第3条 特別委員会における活動内容は,子どもの成長に貢献すると会長が認め,評議員会で承認を得た活動とする。

(特別委員会の運営等)

第4条 特別委員会運営については,上記部会の目的を基とし,本会の規約に抵触しない限り,委員長の責任において独自の活動を行う。委員会内事務についても,必ず委員会内で処理する。

2 委員会活動の内容報告は,評議員会で行う。

3 本会事業の全体計画及び実施に関しては,役員・理事会が掌握するが,その内容の一部については,委員会で計画・実践することができる。

4 委員会における研究成果の本会事業への組み入れ,または組織及び財務等に関する改善の提案は,役員・理事会の承認並びに評議員会の議決を経て実施することが

できる。

5 委員会は,委員長が招集する。

6 委員の任期は1年とし,必要に応じて延期することができる。

附 則

この内規は,平成29年 2月13日から実施する。

## 岐阜市PTA連合会 役員等選出内規

平成5年5月22日 評議員会承認

(趣 旨)

第1条 この内規は,新年度の岐阜市PTA連合会の会長1名,副会長8名,書記2名,会計2名(以下「役員」という。)及び監事2名の選出について,必要な事項を定めるものとする。

(選考委員会)

第2条 各年度末において,全ての単位PTA新年度会長(以下「新単P会長」という。)が決定され

事務局に報告された後において、現理事5名及び岐阜市PTA連合会退任役員により選考委員会を設置する。

- 2 前項に定めるブロック選考委員は、現理事がその任にあたる。  
ただし、理事が新年度の役員候補の場合は、ブロック代表者がその任にあたる。

(役員等の選出)

第3条 役員及び監事候補者は、ブロック毎に3名選出し、2月下旬までには、選考委員会に報告する。

- 2 候補者の資格は、新単P会長または会員たる退任単PTA会長とする。
- 3 第1回選考委員会は、連合会長が招集し、選考委員の互選により選考委員長を選出する。
- 4 選考委員会においては、特別評議員会前日までに、新年度の役員及び監事並びに岐阜県PTA連合会への派遣者を選出する。

(役員等の決定)

第4条 前条第4項の規定により選出された役員候補者は、当該年度3月31日までに開催される特別評議員会において役員等として決定されるものとする。

附 則

この内規は、平成 6年 5月13日から実施する。

- 2 この内規は、平成 7年11月16日から実施する。
- 3 この内規は、平成 9年11月27日から実施する。
- 4 この内規は、平成13年 2月21日から実施する。
- 5 この内規は、平成22年 2月15日から実施する。
- 6 この内規は、平成25年 2月15日から実施する。
- 7 この内規は、平成29年 3月23日から実施する。
- 8 この内規は、令和 5年 5月 9日から実施する。
- 9 この内規は、令和 6年 4月 1日から実施する。

## 岐阜市PTA連合会 旅費に関する内規

平成31年2月12日 評議員会承認

岐阜市PTA連合会役員並びにそれに該当する者が、岐阜市PTA連合会、岐阜県PTA連合会及び(社)日本PTA全国協議会等の要請により出席する場合、会長は、役員及び理事会の承認を得て、交通費及び宿泊費等の全部または一部を助成することができる。

ただし、岐阜県PTA連合会及び(社)日本PTA全国協議会等の補助がある場合は、これを差し引いた額とする。

附 則

この内規は、平成 7年 4月 1日から実施する。

- 2 この内規は、平成31年 4月 1日から実施する。

## 岐阜市PTA連合会 旅費に関する内規(補足)

令和2年2月12日 評議員会承認

○全国PTA関係、東海北陸PTA関係の大会参加について

- ・参加費は、岐阜市PTA連合会が負担する。
- ・旅費、宿泊費等は、岐阜市PTA連合会が半額、単位PTAが半額を負担する。  
ただし、岐阜市PTA連合会役員、顧問、及び監事については、岐阜市PTA連合会が全額負担する。

#### ○岐阜県PTA関係の大会参加について

- ・参加費は、単位PTAが負担する。
- ・交通費は、単位PTAが負担する。
- ・宿泊等を伴う場合の宿泊費は、岐阜市PTA連合会が半額、単位PTAが半額を負担する。  
ただし、岐阜市PTA連合会役員、顧問、及び監事については、岐阜市PTA連合会が全額負担する。

#### ○その他

- ・その他、必要に応じて会長は役員理事と相談の上処理する。

## 岐阜市PTA連合会 基金規程

平成22年2月15日 一部改定

#### (設置)

第1条 岐阜市PTA連合会において主催、あるいは共催する記念事業等を実施するため、岐阜市PTA連合会基金（以下「連合会基金」という。）を設置する。

#### (基金の額)

第2条 連合会基金の目標額は、¥5,000,000とする。

#### (管理)

第3条 連合会基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有効な方法により、保管しなければならない。

#### (運用益金の処理)

第4条 連合会基金の運用から生ずる収益は、連合会基金会計に繰り入れて編入する。

第5条 連合会基金は、設置の目的に充てる場合に限り、岐阜市PTA連合会長は、評議員会の承認を経て、その全部又は一部を処分することができる。

#### (監査)

第6条 連合会基金会計は、連合会本会計の決算の際に、連合会監事がともに監査する。

#### (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、岐阜市PTA連合会長が、役員及び理事会の承認を経て別に定める。

# 岐阜市PTA連合会 表彰規程

平成29年2月13日 改定

令和5年9月11日 一部改定

## 1 目的

この規程は、岐阜市PTAの振興発展に貢献し、その功績顕著なるもの及び児童生徒で他の模範となる著しい善行が認められるものに表彰状及び感謝状を贈り、本市教育に寄与することを目的とする。

## 2 被表彰者

被表彰者は、個人または団体とする。

## 3 表彰の範囲

\*個人：会員または前会員、元役員、教職員及び児童生徒

\*団体：単位PTA

### 1) 個人の表彰について

#### (1) 会員及び教職員の表彰

ア. PTAの使命遂行につくし、教育の発展に貢献し、その功績顕著なもの。

イ. その他表彰に値すると認める業績または行為のあったもの。

#### (2) 児童生徒の表彰

ア. 児童生徒の名誉を高め、他の模範とするに足る行為のあったもの。

イ. 有益な調査・研究、発明または工夫・考察をなしたもの。

(3) 個人で、過去に本会の表彰を受けたものは、再度表彰をしない。

### 2) 団体の表彰について

(1) 単位PTAが独自のテーマのもとに実践に取り組み、顕著な成果を収め、他の模範とするに足るもの。

(2) 単位PTAが岐阜県PTA連合会からの研究委嘱を受け取り組み、その成果を発表し、他の模範とするに足るもの。

(3) 単位PTAが、その運営、活動等において、功績顕著で、他の模範とするに足るもので、ブロックから推薦されたもの。

(4) 団体表彰に関しては、過去の表彰を受けたか否かを問わない。

## 4 表彰の方法

表彰は、表彰状を授与する。

## 5 表彰の時期

表彰は、岐阜市PTAフォーラムで実施する。

## 6 表彰の手続き

1) 表彰の手続きは、単位PTA（またはブロック）から岐阜市PTA連合会に内申書を提出する。

岐阜市PTA連合会表彰内規に基づき、選考委員会で書類審査のうえ決定する。

2) 表彰の内申基準は、別に定める。（「表彰内規」参照）

3) 内申の様式（区分）については、次の事項を調査のうえ記入する。

#### (1) 個人表彰（会員、教職員）

ア. 氏名、住所、単位PTA名

イ. PTAに関する経歴

ウ. PTA活動に関する功労及び篤行顕著と認める具体的な事項

エ. その他、参考となる事項

#### (2) 個人表彰（児童生徒）

ア. 氏名、学校名、学年

イ. 篤行あるいは有益な調査・研究、発明または工夫・考察を顕著と認める具体的な事項

ウ. その他、参考となる事項

#### (3) 団体表彰

ア. 団体名と所在地

- イ. 代表者名<PTA会長氏名>
- ウ. 設立年月日
- エ. PTA組織と沿革
- オ. 実績顕著と認める具体的な事項
- カ. その他, 参考となる事項

7 内申書の提出期限

岐阜市PTAフォーラム開催日の約一か月前までとする。(期日は別に通知する)

8 選考委員会

本委員会は、本会の会長、副会長及び必要と認める場合は、会長の委嘱するものをもって構成する。

9 選考基準

本会の表彰は、公正にして正義あるものとするために、慎重に期し、会員の意見を十分に反映するものをもってする。

附 則

この規程は、昭和40年10月14日から実施する。

2 この規程は、昭和59年 4月 1日から実施する。

3 この規程は、平成12年 4月 1日から実施する。

4 この規程は、平成29年 4月 1日から実施する。

5 この規定は、令和6年 4月 1日から実施する。

## 岐阜市PTA連合会 表彰内規

平成29年2月13日 改定

令和4年5月9日 一部改定

1 内規の意味

この内規は、岐阜市PTA連合会の表彰についての細則と単位PTAから表彰申請をする場合の個人及び団体の内申基準を定める。

2 表彰の基準

- (1) 個人の表彰は、単位PTAから市P連までの個人の点数制(基準点×役職年数)とする。
- (2) 団体の表彰は、年度当初に各ブロックで決定した実践テーマに取り組む単位PTA及び広報紙等においてブロックから推薦があった功績著しい単位PTAとする。
- (3) 県P連から研究委嘱を受けた単位PTAも対象とする。

3 個人表彰の内申基準

- (1) 個人表彰の基準は、別表1に示す「個人基準点数表」によるものとする。
- (2) 内申の資格を得るには、別表1の点数表のうち、単位PTAの点数のほか、市P連に関わる役職の点数を加算して総計が20点以上のものとする。
- (3) 同一年度内の小中学校PTA、または同一組織内の兼務者については、その上位役職の点数のみとする。
- (4) 市P連とブロックPTAとの兼務者は、市P連の点数のみを適用する。
- (5) 個人の役職点数については、小・中学校PTAのそれぞれの役職点数を合算することができる。
- (6) 個人が役職上出席しなければならない会議等の欠席については、審査会において減点の対象とすることがある。
- (7) 別表1にかかわらず、個人として顕著な功績のあったものは、市P連からの推薦者と市P連会長の推薦するものと合わせて選考委員会で選考のうえ、表彰状・感謝状を贈ることができる。
- (8) 他都市における役職も、点数を加算するものとする。

4 団体表彰の内申基準

- (1) 市P連(ブロック)の実践発表の単位PTA
  - ア. 年度当初、各ブロックで実践発表に選ばれた単位PTAは、独自のテーマで実践に取り組み、市

PTA実践発表会で、その成果を発表するものとする。

(2) 県P連の研究委嘱を受けた単位PTA

ア. 県P連から研究委嘱を受けた単位PTAは、県P連の研究テーマによる研究実践を積むものとする。

イ. 研究委嘱PTAは、次年度に県P連地区研究大会等の機会に、その成果を発表するものとする。

(3) 上記の(1)(2)の単位PTAは、その全てを履行し、実践の成果が顕著な単位PTAについては審査のうえ表彰するものとする。

(4) その他、単位PTAとして、その運営、活動等が顕著にして他の模範となるものについて、市P連からの特別推薦のもと、市P連会長の推薦するものとを合わせて、選考委員会で選考のうえ、表彰状・感謝状を贈ることができる。

5 個人基準点数表 (別表1)

点数	役 職 名		
	市 P 連	ブ ロ ッ ク	単 位 P T A
16	会 長		
14	副会長、委員長		
12	書 記、会 計		会 長
10	理 事、監 事	ブ ロ ッ ク 長	
8	顧 問		副会長、書記、会計、子育て委員
7			監事、(会計) 監査
6	4部会…総務、事業、教育、子育て		委員長(部長)
5		副ブロック長、会計	顧問、相談役
4			副委員長(副部長)等 <副委員長、副部長、書記、会計>
2			委員

## 岐阜市PTA連合会 慶弔規程

平成26年5月12日 評議員会承認

令和 5年9月11日 一部改定

第1条 岐阜市PTA連合会に属する評議員に慶弔があるときは、次のとおり処理する。

(1) 死亡 弔慰金(香典) ¥10,000と弔電をおくる。ただし、同等金額の物品にすることもできる。

(2) 入院 入院が一週間以上に及ぶ場合は、¥5,000相当の見舞い品をおくり、連合会役員が見舞う。

第2条 岐阜市PTA連合会に属する役員、理事、評議員の配偶者及び子どもが死亡のときは、弔慰金¥5,000と弔電をおくる。

第3条 この規程以外に特別必要と認められる事項ができたときは、役員会の判断で対応し、事後評議員会へ報告する。

ただし、緊急を要する場合は、会長が処理し、事後評議員会へ報告する。

### 附 則

岐阜市PTA連合会特別委員会は、この規程に準ずる。

本規程は、平成10年 4月 1日から実施する。

2 本規程は、平成26年 2月14日から実施する。

3 本規程は、平成26年 5月14日から実施する。

4 本規程は、令和 6年 4月 1日から実施する。

# 岐阜市PTA連合会 個人情報保護方針

岐阜市PTA連合会（以下、「本会」という。）は、個人情報の保護に関する法律及び政令等を遵守し、個人情報の取扱いに関する規則を定めるとともに、必要な体制整備を行い、以下の方針により個人情報の適正な利用と保護に努めます。

1. 本会は、個人情報保護法及び関連法案に従い、業務上必要な範囲で、かつ適法で公正な方法により個人情報を取得します。
2. 本会は、個人情報を取得する場合には、事前に収集目的を明らかにし、あらかじめ本人（ただし、本人が未成年の場合には法定代理人）の同意を得たうえで適切な手段により取得し、その目的の範囲内で利用します。
3. 本会が取得する個人情報は、事業目的のためだけに利用し、それ以外の目的には利用しません。提供された個人情報については、その利用について同意されたものとみなします。
4. 本会は、取得した個人情報を第三者に提供する場合には、原則として事前に本人より了解のあった場合のみとします。
5. 本会は、個人情報保護管理責任者を選定し、個人情報保護管理責任者の指導のもと、定期的な調査・研修等を通して、漏洩または毀損の防止、その他の安全管理のために、個人データアクセス管理、個人データの持ち出しの制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他の措置を講じます。  
また、外部に個人情報の取扱いを委託する場合には、委託先の情報管理体制を確認し、委託後の業務遂行状況を監視する等、適切な管理・監督を行います。
6. 本会が、個人情報を破棄する場合には、復元不可能な方法により破棄し、個人情報の漏洩事故が起こらないよう努めます。
7. 本会が保有する個人情報に関して、開示・訂正・利用停止等の依頼があった場合は、請求者が本人であることを確認したうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたすなどの特別な理由がない限り、個人情報保護管理責任者において精査したうえで、誠実に対応します。

岐阜市PTA連合会

〒500-8701

岐阜市司町40-1 岐阜市教育委員会 社会・青少年教育課内

TEL 058-214-2534

FAX 058-214-2537

# 岐阜市PTA連合会 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 岐阜市PTA連合会（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、本会会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本会事務局とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 本会の管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成
- (3) 本会の運営上、提供が必要と認められた場合

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要になった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童生徒の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者（前条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者の提供を受ける際の確認等)

第13条 個人情報を第三者から提供を受けたときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「個人情報取扱規則」は、評議員会において改正する。

附則

本規則は、平成30年 3月23日より施行する。